

平成23年第3回朝日町議会定例会会議録(第3号)

平成23年3月16日(水曜日)午前10時00分開議

議事日程(第3号)

第1 代表質問

第2 請願

(委員会付託)

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

日程第2 請願

(委員会付託)

出席議員(10人)

| | |
|------|-------|
| 1 番 | 加藤好進君 |
| 2 番 | 水間秀雄君 |
| 3 番 | 笹原靖直君 |
| 4 番 | 西岡良則君 |
| 5 番 | 蓬澤博君 |
| 6 番 | 水野仁士君 |
| 7 番 | 長崎智子君 |
| 8 番 | 大森憲平君 |
| 9 番 | 水島一友君 |
| 10 番 | 稲村功君 |

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長 脇 四計夫 君

| | |
|--------------|--------|
| 副町長 | 竹内寿実君 |
| 教育長 | 永井孝之君 |
| 民生部長 | 大菅定吉君 |
| 産業部長 | 大井幸司君 |
| 秘書政策室長 | 小杉嘉博君 |
| 総務課長 | 山崎富士夫君 |
| 財務課長 | 道用慎一君 |
| 住民課長 | 数家善継君 |
| 健康課長 | 清水明夫君 |
| 子ども家庭課長 | 寺崎昭彦君 |
| 在宅介護支援センター所長 | 谷口宗次君 |
| 産業課長 | 坂口弘文君 |
| 建設課長 | 小川雅幸君 |
| あさひ総合病院事務部長 | 山崎秀行君 |
| あさひ総合病院事務部次長 | 宇田速雄君 |
| 消防本部総務課長 | 笹川謙一君 |
| 教育委員会事務局長 | 大村浩君 |

職務のため出席した事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 水島康彦 |
| 主任 | 水島兼輔 |

議長（大森憲平君） 皆さんおはようございます。

初めに、去る3月11日に発生しました東日本大震災では、地震自体の被害はもとより、10メートルにも及ぶ津波の被害、原子力発電所の放射性物質の汚染など深刻な状況となっており、壊滅的被害を受けた市町村も多数あります。

友好都市・釜石市においても、史上まれに見る未曾有の事態となっております。

今回の地震により、犠牲になられた方々に対し深く哀悼の意を捧げるとともに、行方不明の方々の一日も早い救出を願うものです。

また、被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と皆様のご健康を心からお祈り申し上げますとともに、議会といたしましても、当局とともにできる限りの支援をしてみたいと考えております。

（午前10時00分）

開議の宣告

議長（大森憲平君） ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 先ほど議長のほうからもお話がありましたが、まず冒頭、私のほうからも被害のことにつきまして、発言をさせていただきます。

今回の、東日本を中心に甚大な被害をもたらしました東北地方太平洋沖地震についてであります。

ご承知のとおり、去る3月11日午後2時46分に、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7を記録する国内観測史上最大規模の地震が発生いたしました。

この地震により、朝日町の友好都市であります岩手県釜石市におきましても震度6弱を記録するなど、東北・関東地域を中心に、地震、そして津波による甚大な被害をもたらしました。

中でも、東北地方の沿岸部の被害は特に深刻であり、多数の市町村で道路等の崩壊がありました。ライフラインが麻痺するとともに、行政機能が停止するなど、大変厳しい状況下にあります。

現在、国を挙げて懸命な現状把握と被災者の救助、捜索、復旧作業が続けられております

が、東京電力福島原子力発電所からの放射能漏れなど、今なおその被害は拡大するおそれがあり、予断を許さない状況にあります。

被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、行方不明の方々の一刻も早い発見と救出をお祈り申し上げます。

また、不幸にも亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げ、心から哀悼の意を表すものであります。

私は、今回の大地震による惨事を受け、この未曾有の事態に対し、国、県、市町村を初め民間団体、国民が一体となって、最大限の復興支援をしていく必要があると考えておるところであります。

とりわけ釜石市に対しては、現時点では十分な連絡が取れず、情報把握が困難な状況にあります。これまで培ってきました友好都市としてのきずなから最大限の支援を行ってまいりたいと思います。昨年10時に、特使として朝日町の職員3名を釜石市に派遣したところがあります。

派遣に当たっては、見舞金100万円と、救援物資としてミネラルウォーターやアルファーム、毛布等のほか、みな穂農業協同組合から提供いただきましたお茶を現地へお届けしたところがあります。

なお、今から30分ほど前のことではありますが、派遣した職員、けさ現地に入りまして、野田釜石市長に面会することができました。その後、町長から衛星電話を介して、直接私に連絡があったところがあります。

電話では、釜石市、そして市民の皆さんへのお見舞いの言葉を申し上げるとともに、町として、今後も現地の要請等を踏まえ、追加の救援物資の提供や人的援助も含めた総合的な支援を行ってまいりたいと考えているところがあります。そのことをお伝えしたところがあります。

議員の皆さん、皆さんにおかれましても、今後、支援等についてご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

地震にかかわることにつきましては、以上とさせていただきます。

次に、五箇庄小学校に係る件であります。昨日の6時から、五箇庄小学校PTAの新旧の役員、会長さんを含む6名が、直接、町長室に来られました。そして、過日行われましたPTAの臨時総会における決議を携えて、「さみさと小学校との統合にかかわる申し入れ書」が提出されました。

この申し入れにつきましては、「五箇庄小学校PTA会員は、さみさと小学校との統合を推進することに合意した」との報告とともに、「今後はPTA会員の意見をまとめ、統合に際しての具体的な提案と要望を示していきたい」という内容のものであります。

私は、五箇庄小学校の児童を持つPTAの決議は大変重要な、重さのあるものである、この申し入れを最大限尊重すべきものであると考えております。

この件につきましては、議員各位からの、本日、あしたのご質問をいただいておりますので、そのときに答弁の中で私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

以上、冒頭、議長にお願いをしまして、ごあいさつをさせていただきました。

ありがとうございます。

日程の報告

議長（大森憲平君） 本日の日程は、町政に対する代表質問及び請願の上程であります。

町政一般に対する質問

議長（大森憲平君） これより、町政に対する代表質問を行います。

質問はお手元に配付しております文書表の順で行います。

なお、ご承知のことではありますが、最初の質問及び答弁は登壇して行い、再質問及び再質問に対する答弁は自席でお願いいたします。

最初に、日本共産党代表、稲村功君。

〔10番 稲村 功君 登壇〕

10番（稲村 功君） 私は、日本共産党を代表して質問いたします。

去る11日に起きた大地震とそれに伴う津波による被害は、「東北関東大震災」と呼ばれていますが、言語に絶する災害となりました。また、この巨大地震の影響で長野県北部でも震度6強の地震も起きました。

災害で亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災地の皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

また、原子力発電所でも重大な事故が起きていますが、何とか安全な対応が行われることを願うものであります。

朝日町でもこの災害を教訓に、町民の安全のために、あらゆる災害対策を日々怠りなく進めることが肝要であります。

それでは、町政一般に対する質問に入ります。

まず、紛失した、らくち～のの北投石についてであります。

3月1日に住民による北投石についての監査請求がありました。このことをきっかけとして、新聞各社が北投石に関する報道を行いました。この報道記事から導き出される諸点について、事実の有無など、以下6点についてお尋ねします。

まず、第1点目ですが、北投石を持ち出したのは、町がらくち～のの管理を委託している会社の樋水社長だと報道されていますが、このことに相違ないか教えてください。

2点目は、町が北投石の紛失に気づいたのは昨年5月とされています。しかし、らくち～のを利用している人の情報では、「石は数カ月しか展示されていなかった」と言っている人が何人もいます。北投石は、実際いつ持ち出されたのか、事実を明確にしていきたい。

3点目は、町長は、町長になる前に、脇四計夫個人として北投石の紛失について知っておられたのか。知った時点で、どのような対応をしてこられたのか。その後、町長として、どのような対応をされたか教えてください。

4点目として、報道では、町の指示で北投石を購入したとのことですが、町というのは前町長と理解してよいか教えてください。

5点目、北投石は樋水社長自身が経営する別会社から購入したとの報道であります。その別会社は、東京のIT会社と、北投石の所有権をめぐる係争中であると報道されております。それは事実なのか。そうであるとするならば、北投石の所有権がだれにあるか不明確なまま購入したことになると思いますが、教えてください。

最後に、前町長はこうした経過と内容を知っていたのか、知らなかったのか。ここに真相を究明しなければならない重要な問題があると考えます。今まで述べてきたことを、全体を通じて考えるならば、事件の真相解明が、町として、当然求められるものであります。そのためにも町長は、この事件の刑事告発など念頭に置いているか、明確に教えてください。

【答弁：町長】

.....

次に、教育問題であります。

教育行政でも、住民合意で進めることが基本であります。そのことは文部科学省も常に言っていることであります。

前町政時代に、教育委員会会議で小学校2校に統合することが決定されました。2校案を決定する前に、教育委員会は住民の声を聞こうという努力をされてきたのでしょうか。もし努力をされたのであれば、教育委員会が呼びかけた住民懇談会が、いつ、どれだけの規模であったのか。また、PTAとの懇談会はあったのでしょうか。具体的に、いつ、どこでやられたのか、何人参加者があったのか教えてください。

もしなかったとするならば、現在、この時点から住民合意を得る出発点とするのが当然だと思いますが、教育長の考えはどうか、聞かせてください。

【答弁：教育長】

ところで、朝日中学校の改築に関しても、設計監理は前町長時代に契約が結ばれたものがあります。言うなれば、前町長の後始末を現町長がやっているようなものであります。このことで職員に対する責任云々が議会でも議論になりました。

前町長の時代にあっても、職員は教育長や町長に具申すべきものであったと考えます。しかし、前町長時代にそれを実行するということは、職を賭して意見を言う覚悟がなければできなかつたものと思います。しかし、結果として町民に負担をかけることになったのでありますから、何らかの責任をとる必要があります。町長は、どのような処分を考えておられるか教えてください。

【答弁：町長】

.....

3点目に、農業と生物の多様性について質問します。

先日、新川地域の若い農業者と新川地区の我が党地方議員とで勉強会を行いました。若手農業者からは、民主党政権の戸別所得補償制度の根本的な間違い、T P Pへの参加がもたらす農業への壊滅的打撃、ことしの減反割り当てへの不安などが大きなテーマとなりました。戸別所得補償制度、T P Pへの参加、ことしの減反割り当てのそれぞれの評価と実態について教えてください。

農業を守ることは、言うまでもなく、食を守ることでもあります。T P Pは、物、人、サービスに関する関税をすべて撤廃するという貿易協定であります。町は、引き続き政府に対し、参加しないよう求めていくべきと考えますが、教えてください。

T P P参加で、生物の多様性、国土の保全などに大きな影響が出るということが議論されております。朝日町における生物の多様性の重要性は言うまでもないことと考えます。しかし、生物の多様性を論ずるとき、町の現状はどうなっているかを知る必要があると考えますが、教えてください。

現在、富山県が野生生物の絶滅危惧種をあらわしたレッドデータブックの更新に当たって調査をしていると聞いております。その調査等に協力などがなされていけば、逐一朝日町の実態がわかると考えますが、教えてください。

農家は、これまで減反と転作がセットで強要されてきました。政府は、生産規模を拡大させるために、補助金を出して転作作物の作付けから収穫まで各段階の機械化を進めてきました。今、その各種農機具の更新時期に入っていると言われております。更新の際にも新規導入時と同様に補助があるのでしょうか。転作作物は、再生産が可能な収益を上げているとは到底考えられません。農家を支援する何らかの方策が必要と思いますが、教えてください。

【答弁：産業部長】

.....

最後に、下水道に関してであります。

町は下水道整備を進めておりますが、現在、公共下水道の計画決定区域内で合併浄化槽を設置している住民はどれほどいるかお尋ねいたします。

下水道建設費用が起債、つまり借金となって、将来にわたって税で賄われることとなります。一般会計の圧迫につながってくることは、当然懸念されます。また、合併浄化槽を設置した住民が下水道に接続することになれば、住民には2重負担となります。このまま合併浄化槽の使用を認める計画変更を検討してはどうでしょうか教えてください。

また、浄化槽に義務づけられている清掃と保守点検の実施、法定検査の受検など、これらに町がかかわるシステムを考えてはどうかと思いますが、教えてください。

【答弁：産業部長】

.....

以上で私の質問を終わります。

【以上、稲村議員の代表質問に対する町長答弁】

.....

議長（大森憲平君） ただいまの日本共産党代表、稲村功君の質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

町長（脇四計夫君） 日本共産党の稲村議員の代表質問にお答えをいたします。

件名1の失われた「北投石問題」についてであります。今回の北投石に関する経緯等につきましては、平成20年9月、環境ふれあい施設「らくち~の」の誘客を図るため、露天ぶろの改修と北投石の購入等に要する費用につきまして、前町長の決裁を受けて、委託料として計上を行いました。そして、議会の議決を経て、購入したものであります。

この北投石は、2階の大広間前に展示を行ったものであります。平成22年5月、町が調査したところ、石がなくなったことがわかりました。株式会社らくち一の代表取締役に対して、再度展示をするよう要請を行ってきたところであります。

ご質問のありました、この北投石を持ち出したのは、株式会社らくち一の代表取締役であります鎌水氏自身が認めております。

そこで、町長は、町長になる前にこのことを知っていたのかというご質問がありました。実は私、議員の終わりのころに、このことをある町民の方から教えていただきました。直ちに担当部署のほうにその事実関係をお聞きに行きました。そのうち議員を失職して町長に就任した間もないころ、担当部署のほうから事実報告をいただきました。私はその場で石を返してもらおうよう、引き続いて努力をしてほしいという指示をしたところであります。

刑事告発についてのご質問がありました。私は、3月31日までに石をお返ししますという約束があります。その約束が履行されないときには、刑事告発も視野に入れて検討せざるを得ないと考えているところであります。

【質問：件名1に戻る】

次に、件名2の教育問題の要旨(2)について、町長の責任はどうかというご質問がありました。

今回の朝日町立朝日中学校改築工事に伴う問題につきましては、去る2月8日の臨時議会におきまして、変更契約に係る議決をいただいたところであります。本体基礎工事を進める過程におきまして、町と工事監理業者間の認識のずれや意思疎通の不足があったこと、そしてそこから起因し発生した問題や課題等について議会への報告がおくれましたことにつきましては、その責任の重大さを十分に認識するとともに、深く反省をしているところであります。

ます。

現在、この改築工事は5月末の工事完成に向けて、鋭意進められているところであり、今後はこうしたことのないよう事業の適切な進行管理監督に万全を期するとともに、行政組織の規律の確保の観点から、改めて中学校の改築工事が完成した後に処分を考えております。

町長である私が全責任を負うべきものであると考えております。その責任の取り方につきましては、現時点では私の減給を考えているところであります。

[【質問：件名2に戻る】](#)

その余の質問につきましては、担当部署のほうから答弁をさせます。

[【各担当者の答弁へ移る】](#)

.....

議長（大森憲平君） 次に、件名2、教育問題についての要旨(1)について、永井教育長。

〔教育長 永井孝之君 登壇〕

教育長（永井孝之君） 稲村功議員の質問、件名2、教育問題について、要旨(1)、小学校2校案の決定についてお答えをいたします。

まず初めに、2校案に対する住民の理解を求める朝日町教育委員会の取り組みがこれまであったのかと。あったのなら、いつ、どこで、何人の参加者であったのかということをも具体的に述べよという質問であります。これまで当教育委員会では、町内小学校の統廃合に関して、さまざまな審議会や懇話会を設置し、その中で統廃合に関する議論を重ね、町への答申を行ったり、各地区での統合に関する説明会や懇談会を開催してきたところであります。

特にここでは、質問にあります、町が3校案から2校案へとかじを切った五箇庄小学校とさみさと小学校との統合に関するこれまでの話し合いの経緯を申し上げたいと思います。

以前、昭和63年度に、町では、小学校教育環境整備審議会が、町内3小学校が適当であると答申を出した年ではありますが、この年の町内の児童数は1,300人でした。しかし、平成15年度には774名と減少し、この後、平成23年度には580名となり、昭和63年度と比較すると、2分の1以下に加速度的に減少することが予測されるのが現状であります。

このような現実の中、平成15年の9月に、町教育委員会は、先ほどの予測をもとに、町内2校案でという方針を決定いたしました。その理由としては、1つ目、町内を2校にすることが教育機能を最大限に発揮できる適正規模の学校をつくれるということ、2つ目は、平成21年度には町内児童数が600人と予想されることを挙げております。

これを受けて、まず初めに、教育委員会では、平成15年9月、町の議会における小学校教育環境特別委員会において、教育委員会から2校案の説明をいたしました。その折には、各議員からの特別の異論もなかったと認識し、ここから教育委員会の、町民の皆様方への合意を得る取り組みが始まっております。

その経緯は、長期間で諸会合の数も多くにわたりますので、五箇庄地区で開催された説明会や懇談会等をかいつまんで説明いたします。ただ、「いつ、どこで、何人で」の「どこで」という場所については、会合の特質により、五箇庄小学校を使ったり、あるいは五箇庄公民館であったり、各地区の公民館であったり、役場であったりしますので、ここでは省略をさせていただきます。

そこで、まず皮切りに、平成15年11月20日に五箇庄地区町内会長6名の皆さんと懇談会を開始しております。その後、平成16年11月10日、町内会役員とPTAの皆さん、合わせて34

名と、平成17年10月20日に町内会長さん方とPTAの皆さん54名で、平成18年11月14日には自治振興会役員やPTAの皆さん18名とで開催されております。

さらに、新たな取り組みとして、平成19年度には、町民の皆さんから広く意見をお聞きするというので、町内各地区代表者による教育問題懇話会を立ち上げ、計5回開催し、協議をしております。ここでは、「今後、町内で3校は無理だ」との意見が多く出されましたが、ごく一部の反対もあり、結論を出すには至りませんでした。

教育委員会では、平成19年11月7日に五箇庄小学校PTA役員8名と、さらに12月には五箇庄小学校保護者全員を対象とし、92名のうち参加者54名を得て、合意に向けた説明会を開催しております。

近年に入りますが、平成20年度、5月14日・19名、8月21日・12名とPTAの皆さんに説明し意見を聞くとともに、8月9日には自治振興会総務部会10名に対しても説明会をもたせていただいております。

そのほかには、10月28日から30日までの3日間、小学校・保育所の保護者39名と座談会を開催し、さらに12月5日に五箇庄小学校全保護者47名を対象に説明会を開催しました。

平成21年度に入り、今度は、五箇庄各地区ごとに4カ所で懇談会を開催させていただきました。草野会場21名、赤川会場68名、桜町会場40名、月山会場52名と、それぞれの地区で話し合いをいたしました。特に、それまでの小学校統合にかかわる経緯とその後の児童数の推移や統廃合のメリットとデメリットなどを説明し、意見交換をさせていただきました。この地区ごとの意見交換では、統合か存続かについて、地区ごとに温度差があったと聞いております。

今年度、平成22年度に入りますとは、10月6日、12月2日の住民懇談会の開催は、皆さんの記憶に新しいところであります。

さらに、10月25日には、五箇庄地区自治振興会を開催していただき、小学校の適正規模について説明をし、役員の皆様方と意見交換を行ってきました。

さらには、去る2月16日、五箇庄小学校において、町長、教育委員会事務局長、さらに私が出向き、PTAの皆さんのご意見を伺ったり、質問にお答えしたりして、実のある協議をさせていただいたところであります。

このような経過の中で、初めは五箇庄小学校の存続を望む声が多く、話し合いが平行線をたどることが多かったようですが、徐々に皆さんの英知により、理解が得られると同時に、「児童の一日も早い安全確保」や「多くの児童の中で子どもを鍛え、育てたい」という声

次第に多くなってきているように思います。

このように周囲の理解が進む中、五箇庄小学校PTAの皆様方の子どもを思う気持ちと英断により、去る3月11日のPTA臨時総会におきましては、統合賛成54票、反対18票で統合案が決議されました。このことは、子どもたちの安全と学習環境の整備を最優先とした、五箇庄小学校とさみさと小学校との統合を決意したものと私たちはとらえております。五箇庄小学校PTA会長を初め会員の皆様のご英断に敬意を表したいと思っております。

また、先ほど町長が申し上げましたが、昨晚、この臨時総会を受けて、五箇庄小学校PTA新旧会長、副会長、6名の皆様が町長と私に会いに来られました。そして、さきの臨時総会の正式な報告として申し入れ書を持参されました。申し入れ書の題名「さみさと小学校との統合にかかる申し入れ書」の提出であります。

このPTAが決議されました「さみさと小学校との統合にかかる申し入れ書」は、私は今後十分尊重し、また統合反対の意見にも配慮しつつ、これまで同様に五箇庄小学校PTA、五箇庄地区自治振興会、町内会、保育所父母会、議会の皆様方ともっと連携、協力し合いながら、さらなる合意形成と統合の推進を進めてまいりたいと考えています。

特に五箇庄地区において、五箇庄小学校を愛する方々の思いを十分に踏まえつつ、子どもたちの安全、保護者の安心を基準に、よりよい教育環境を整えることを推し進めてまいりたいと思っておりますし、さらに五箇庄地区の活性化を図るように配慮をしていきたいというふうにも考えております。

2つ目の質問であります。教育委員会の合意を得る取り組みがなされていないとするならば、今が合意を得る取り組みの出発点だということに関してであります。教育委員会の取り組みがないなら」という仮定での質問ですけれども、今ほど申し上げましたように、教育委員会では数々の取り組みを行っています。

したがって、今が出发点ではなく、今は途中経過であると。それを踏まえ、今後も鋭意努力をしていく気構えであるということをつけ加えさせていただき、答弁いたします。

以上です。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

議長（大森憲平君） 次に、件名3、農業問題についての要旨(1)、(2)、(3)及び件名4、公共下水道と合併浄化槽についての要旨(1)について、大井産業部長。

〔産業部長 大井幸司君 登壇〕

産業部長（大井幸司君） 日本共産党代表質問、稲村功議員の件名3、農業問題についてにお答えいたします。

まず、要旨(1)、TPPと朝日町の農業について、要旨(2)、TPPと生物の多様性についてお答えいたします。

まず、平成22年産米を対象として今年度から始まりました戸別所得補償制度における「米のモデル事業」につきましては、基本部分であります10アール当たり1万5,000円の補償に加え、米価の下落などによります平成22年産の販売価格が過去3年間の標準的な販売価格を下回った分の補償となる変動部分として10アール当たり1万5,100円が交付されたところであります。

本年度産米につきましては、猛暑の影響によります品質の低下から農家の収入が減少いたしました。戸別所得補償制度の最終的な結果を考慮して昨年と比較いたしますと、ほぼ同水準の農業所得が確保されたものと試算しております。

一方、平成23年産の生産調整数量の割り当てにつきましては、前年産に比べ富山県は5.2%のマイナスとなり、全国平均の2.2%より大きく上回る結果となったことから、県などが働きかけまして、平成23年度に限りまして、全国平均を上回っている分について、政府の備蓄米の優先枠として配分され、水稻の作付けが可能になったところであります。転作面積は前年と比較しますと、全国並みとなったところでありますが、これらの詳細な内容につきましては、現在各集落で開催されております農事座談会を通じまして、各農家、各生産組合等に説明を行っているところであります。

次に、現在国が参加を検討しているTPPにつきましては、例外品目を設けず100%自由化を実現する貿易協定であります。TPPに参加をすれば、関税が撤廃され、価格の安い輸入農産物が流入し、国内の農業の衰退につながり、農業関連の失業者も増加するなど多くの面で打撃を受けることが想定されます。

米の関税が撤廃されれば、農家はその影響を大きく受けることから、町の基幹産業であります農業を守るため、国や関係機関に対し、TPPへの参加の反対を求める要望を行っているところであります。

農業が衰退すれば耕作放棄地が増加し、このことによりまして、国土の多面的機能を支え

る農地の機能が失われることにつながり、単に食料や農業の問題だけではなく、国土保全に深刻な影響を与えることになりかねません。

町といたしましては、現状でのＴＰＰ参加については、国内の農業政策について、まだ十分な検討や議論がなされていない段階であり、今後とも、引き続き反対してまいりたいと考えております。

生物多様性につきましては、県では、平成14年3月に絶滅のおそれのある野生生物に関する理解を広めるとともに、保護・保全対策に資することを目的として、「富山県の絶滅のおそれのある野生動物」を作成しています。

現在、県が独自で文献や現地調査を行うなど、10年ぶりに見直し調査がされると聞いております。町といたしましても、当面はそのデータを参考にし、調査についても積極的に協力してまいりたいと考えております。

次に、要旨(3)、各種農機具の更新の際に新規導入時の補助についてお答えいたします。

米価の下落や国際的情勢による原油の高騰、それに伴います農業用資材や農薬、肥料などの価格の高騰は、農業生産に大きな影響を与えております。このような中で、農業経営において農業機械の維持や更新が大きな負担となっているところであります。

現行の農業機械などに対する助成制度につきましては、次の場合が対象となっております。1つは、認定農業者や集落営農組織の育成とその経営体質強化のために必要な農業機械の整備を支援するもの。また、新規就農者が経営の早期安定を図るため、初期投資の軽減を支援するものであります。

認定農業者や集落営農組織には、担い手不在地域への規模拡大や高度な土地利用体系を計画し実施した場合、生産調整面積を拡大することなどを要件としたものとなっております。

現状では更新機械への助成制度はございませんが、購入に対し利子助成、あるいは融資を受けることができますことから、その活用を検討していただきたいと考えております。

町の補助といたしましては、これらの助成制度において、県と町とで負担することになっております。今後は、町内の農業者の経営規模拡大に係る農業機械の整備が促進されるよう県に働きかけてまいりたいと考えております。

[【質問：件名3に戻る】](#)

次に、件名4、公共下水道と合併浄化槽についてお答えいたします。

朝日町では、平成3年度に朝日町下水道計画を策定し、公共下水道の全体計画を、笹川、大平地区などを除く537ヘクタールとし、将来的な維持管理のことも含め、1処理区、すなわち1処理場として整備することとしております。

平成19年度には見直しを図り、計画処理人口は1万2,100人、処理能力は日量1万80立米、平成34年度を完了予定とする27年間の計画としたところでございます。

平成22年4月のデータでは、朝日町の人口は1万4,234人であり、そのうち下水道で整備する区域人口は1万3,853人であります。

この区域内に設置されております合併浄化槽は537基設置されており、人口にいたしますと2,209人であります。

平成22年4月現在、下水道が整備された区域内人口は6,788人であり、この区域内に設置されております合併浄化槽は81基であります。人口にいたしますと、308人となっております。

下水道法第10条では、下水道が整備された際には遅滞なく接続することになっておりますが、朝日町におきましては、下水道で整備された区域における合併浄化槽の取り扱いについては下水道使用料と合併浄化槽の維持管理費との比較、または合併浄化槽の耐用年数など、おのおのの事情に応じまして接続時期を決めていただければと考えております。

また、浄化槽法で定められております保守点検、清掃、定期検査は、それまでの間は、従来どおり個人の責務で適切に管理を行っていただきたいと考えております。

12月議会でも説明したところでございますが、平成24年度には小川左岸地域、すなわち大家庄地区並びに山崎地区の一部において認可区域の拡大を計画しております。これにあわせて、笹川地区を含めた下水道の朝日町全体計画を見直すこととしており、建設費及び維持管理費も視野に入れて、下水道事業以外の整備手法も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

この見直しによりまして、合併処理浄化槽による整備区域を確立することになれば、議員が言われる、いわゆる受益者の敷地内に町が合併処理浄化槽を設置し、負担金、使用料をいただく市町村設置型と、従来どおり町から補助金を交付し、個人で設置していただく個別処理型のどちらかを選択することになります。

個別処理型を選択することになりましても、補助金額の見直しが必要と考えております。どちらにいたしましても、平成24年度の見直し時に、明確にしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

[【質問：件名4に戻る】](#)

.....

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

10番（稲村 功君） ちょっと聞き漏らしたことも含めてお願いいたします。

北投石はいつ持ち出されたということについては、先ほどちょっと聞き漏らしましたが、時期を明確にお願いします。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 先ほどの町長の答弁にありましたように、昨年5月に住民の方並びに当時の協議員から、なくなっているというコメントをいただきまして、その後に新聞報道などがあったことから、町といたしましては、その詳細について会社のほうに尋ねたところでございます。

その聞き取りした結果によりますと、21年の4月に社長の命により持ち出したという事実が判明したところでございます。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

10番（稲村 功君） その点はわかりました。

それから、この北投石購入時のことなのですが、いろいろ新聞各社のあれによりますと、そのとき既にもうこの北投石は係争中であったというふうに理解される記事だったのですが、そのように理解していいですか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 平成20年9月に、先ほど言いました露天ぶろの改修と北投石の購入につきましては、当時の財政課長が皆様議員に説明して、そこで議決を賜って購入したものであります。

会社がそのようにおっしゃるとすれば、それは会社の言い分でありまして、町といたしましては、そのような事実は、当時はなかったというふうに考えております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

10番（稲村 功君） それは係争中であるとか、そういうことは知らずに町が購入したと

いうことの 結果として、そういうふうに理解していいですね、一応。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） そうでございます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

10番（稲村 功君） 先ほど町長の答弁にもありましたが、そうなればなるほど、この事件の真相を明らかにするために刑事告発をすべきだと私は考えます。

次に移ります。

教育問題であります。教育長は、るる五箇庄小学校の問題について経過報告をなされました。しかし、私の聞きたいのは、2校案に決定するときに、住民の方々との協議がなされたかどうか、それをお聞きしているわけでありまして。その後、数多くの協議がなされたことは教育長の、それは事実だと思いますが……。

結局、そうすると、町、あるいは教育委員会が決定したのについて賛成、反対という、そういう審議のやり方は、やはり住民の合意を得ない計画だということになると思います。私は、そういう点では、計画を出すときにはやはり住民合意を図る施策が必要だと。これは、そのように、つまりすべて物事を決定するときには住民合意を前提にした計画をしなければならないと、そのことを強調したいと思います。

そういう点で、もう一遍改めて聞きますが、2校に決定する前の段階で、住民、あるいはPTAと相談したかということについて、知り得る限りの、その当時は、教育長は教育長でなかったのですが、そのことを聞かせてください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大村教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（大村 浩君） それでは、教育委員会が平成15年の9月に2校案に決定した、議員さんから、その前に住民との話し合いが行われたのかということについて少し説明をさせていただきます。

ちょっとその前段としまして、これは皆さん議員さんもお承知かと思いますが、3校が決まった後、いわゆる仮称B校というのは、五箇庄小学校と南保小学校の統合についての協議であります。これは平成4年の7月にこの協議会が設置されまして、平成10年6月に協議会が終わっています。これは、経過については、建設場所ということも問題になりまし

て、その中で町に一任するというような形になりまして、この後一、二年は混沌としたように私は認識しています。

その中で、教育委員会が地区住民の方に、地区住民というのは五箇庄地区の住民の皆さんに具体的に話をした経緯を何点かこれから説明させていただきます。

平成13年の1月なのですけれども、このときは五箇庄地区のPTAの方6名なのですけれども、教育委員会では協議をして2校案が適当であるということ、初めてこのときに2校案ということを出しています。平成13年1月です。その後少し年月が過ぎますけれども、15年の3月ですが、このときに五箇庄地区のPTA、町内会長さん、保育所の保護者の方等々47名の方でありますけれども、教育委員会では今後の利用数の現象を考えれば2校案がよいと思っている。多人数であればスポーツや社会性が育ちやすい。そのために2校案で進めていきたいというふうに15年3月も言っています。さらに、同年7月、教育委員会では、現在の2校を活用して将来の適正規模化を図る方針を従来から持っているというようなことを、平成15年9月前までに話をした内容について私のほうから説明させていただきました。

以上であります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

10番（稲村 功君） 今の事務当局の説明を聞いても、説明、つまり2校案で行くという説明はしたと。2回ですね。その説明をして、住民の合意を得るような相談は、やっぱり各地区住民になされていなかったということは明らかだったと思います。

例えば、その先に、私のところは、あさひ野小学校であります。小学校のときには、やはりいろいろと具体的に何回かの説明があって、そこで決定される前の段階でありました。そういうふうに住民合意を得るような説明と同時に、各集落、各地区で合意を得るような手だてが必要だと私は思います。

そういう点で、今、事務当局の説明でも、こういう方向が決まったということの説明であって、それに基づく、合意をする会議だとかそういうものはなされていなかったということが明らかだったと私は思います。今後もありますから、住民合意をまず大事にして進めるようにこれからもお願いいたします。これは要望でとめておきます。

それから、農業問題であります、TPP問題も大変な問題でありまして、今部長が言われたことは非常に前向きに取り組んでおられると思って、そのように進めていってもらいたいと思います。

下水道に関しても、24年には計画の見直しを進めるということですので、そのよう
に進めていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終えたいと思います。

[【蓬澤議員の質問へ移る】](#)

.....

議長（大森憲平君） この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約10分間とし、11時15分
から再開いたします。

（午前11時03分）

〔休憩中〕

（午前11時14分）

議長（大森憲平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、グループ22代表、蓬澤博君。

〔5番 蓬澤 博君 登壇〕

5番（蓬澤 博君） 5番の蓬澤博です。平成23年第3回議会定例会におきまして、ただいま議長のお許しを得ましたので、グループ22を代表して、さきに通告してあります3件について質問をさせていただきます。

質問の前に、去る3月11日に発生しました東日本大震災で被災し、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さんに衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

第1点目は、町長は平成23年度予算の提案理由説明で、「子育てするなら朝日町で」との理念のもと、子どもの居場所づくり事業の実施と五箇庄小学校耐震診断に取り組みたいと明言されました。

まず、子どもの居場所づくりについてお伺いをいたします。

この事業の詳細と、どのように具体化させていくのか。また、事業実施予定地域の理解と協力体制はできているのか。必要とする人員の確保はどうなっているのかをお伺いいたします。

提案理由説明では、要望のあった地域で実施したいとのことでありました。さまざまな条件、諸問題をクリアされていると存じますが、ご説明いただきたいと思います。

【答弁：民生部長】

次に、五箇庄小学校耐震診断についてお伺いをいたします。

3月11日には、五箇庄小学校PTAの皆さんが「学校統合」という意思表示を大差の投票行動で決定されました。本日冒頭にこの結果を重く受けとめているとの発言がありましたが、これを受けてもなお耐震診断を実施されるのかどうか、お伺いをいたします。

一体だれの意見、どのような人たちの意見を聞いて強引に進めるのでしょうか。また、この費用の計上の際、教育委員会に意見を求めた上で計上されたものと存じますが、改めて教育委員会の理解と協力を得てあるのか、お伺いをいたします。あわせて、PTAへの説明と理解を得てあるのかも、お伺いをいたします。

また、文部科学省への耐震改修の補助金申請に際し、この費用だけで申請できるのか、タイムスケジュールはどうなっているのかをお伺いいたします。

五箇庄小学校の耐震改修に関しては、議会や町民の皆さんの理解を得るよう働きかけ努力しますと、質問やインタビューの際にたびたび言ってこられました。議会には何の働きかけ、アクションもなかったと存じます。どこでどのように働きかけ、理解を得るよう努力されたのかお答えいただきたいと思います。

先ほど述べました、3月11日に開催された五箇庄小学校PTA総会に、町を明るくする会の方が傍聴という形で参加されたと聞いております。単に傍聴ということであるならば言及しませんが、総会の協議中に不規則発言をされたとのことでありました。また、投票結果が判明した後に、「この結果をしばらくの間、伏せていただきたい」とも発言されたというふうに聞いております。

町長、このように非常識な行動と発言をされる方々にあなたは支えられております。また支持母体であると認めておられます。支持だけならいざ知らず、足をも引っ張られているのではないのでしょうか。しかしながら、「こんな行動はやめてくれ」と抗議もされない。この町をどんな方向に導きたいのかお聞かせいただきたい。

次に、消防署について伺いをいたします。

さきで開催された臨時議会での理解のもと、県東部8市町村による消防の広域連合から離脱したばかりであります。新年度予算には、それにかわる政策と予算が示されておられません。

これはいかがなものでしょうか。臨時議会で消防の広域連合への参加の可否について協議した際、町長は、意見を聞きたいと言いながらも、みずからの明言を避け、議員各位の発言に関心を寄せる手法を用いられましたよね。議員からは、「自分の考えを言わずに判断を求めるのはおかしい」との発言に、初めて広域連合から離脱する考えを述べられました。議会の理解を得られて今日に至っていると認識しておりますが、重大な局面では何ら考えを言わず、示さない。問いただされて初めて自分の考えを示す。こんな不幸は朝日町には要らないと考えます。

消防の広域から離脱しても、町民を災害から守る責任ある仕事を消防署は果たさなければならぬのです。今後、どのように進展されるのか、お考えをお聞きします。

また、広域化にかかわらず、防災無線システムのデジタル化は避けて通れません。まして現庁舎でのスペースでは整備のしようもなく、電波の伝搬調査をして整備しても宝の持ち腐れとなることは受け合いであります。単独でも、広域に加入しても、整備を図る内容には変わりありません。町民の安全・安心を図るために、消防署の立地する場所を含めて早急に検

討し、整備を図るべきと考えておりますが、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

【答弁：町長】

.....

第2点目の質問に移ります。危機管理についてであります。

毎年度、新規事業、継続事業として予算化され、執行されております。特別のことがなければ、ふだんどおり、粛々と事業は進みます。しかしながら、「慣れ」という観点から見ると、目に見える失敗、目に見えない失敗が必ずあるようです。小さな事項であれば簡単に対応し処理することができますが、問題が大きくなると隠すことができない。その代表的な事例が昨年ありました朝日中学校改築工事にかかわる事項であり、また年金から控除すべきものにかかわる事項であると思っております。

それぞれソフトだけの事業であろうが、ハードだけの事業であろうが、ソフト・ハード両面を持つ事業であろうが、それぞれの事業推進に当たって、作業手順というか手引きというマニュアルがあり、それに従って事業が進められるものと思っております。

しかしながら、今回、いろいろな許認可手続きや再度のチェックがなされていけば、あのような事態にはならなかったと考えておりますが、なぜマニュアルやチェックリストがないのか不思議に感じております。当局には無用の長物なのでしょうか、お考えをお伺いいたします。

マニュアルがないのならば、失敗があっても責任を問うことはできません。トカゲのしっぽ切りではなく、責任は最高責任者が取ればよいことです。何となれば、それに対する方針がないからであります。いかがお考えなのか、お伺いをいたします。

今の状態でよいのでしょうか。今のままなら、管理監督責任者は町長だけであります。体力のある脇町長なら余計な心配かも知れませんが、体が幾つあっても足りません。よくお考え下さい。

【答弁：町長】

.....

第3点目は、指定管理者制度についてであります。

国の基準により定められた条例であり、協定書であるとの説明であります。あまりにも一方的な定めではないのかと思います。すべての条項において、朝日町、契約書で言えば「甲」という表現になりますが、甲が上位であり、民間の考えでは及びもつかないものであります。例えば「一部を再委託または請負してはならない」という決めは、万能な請負会社や大企業でなければできないことでもあります。いいえ、経済性を優先する大企業ではできないものであると思います。ここを改善しないと、管理していただくいろいろな事業に対して簡単に指定管理を受ける団体があるとは思えません。改めて改善する必要があると思いますが、考えをお伺いいたします。

【答弁：町長】

次に、らくち～のについてであります。

去る3月3日開催の臨時会で、4月1日から指定管理者を変更することとなりましたが、経営の移行はスムーズになされるのか心配するところでもあります。株主として、また経営を委託するものとして、助言やアドバイスをし、スムーズな経営移行を図るようにすべきと考えます。会員や一般利用者に不便をかけることなくスムーズな移行を図るため、どのようになされるのか、お伺いをいたします。

また、マスコミを騒がせている北投石の紛失問題について、どのように法的面も含めて対処されるのかお伺いします。

本件については、2月22日の全員協議会で説明を受けたものであります。当日は非公開とした全員協議会でありましたが、3月1日には3名の町民から監査請求があり、また翌3月2日には、町長が自分の支持母体と認める「朝日町を明るくする会」ニュース第5号で報道されました。

また同日、朝日町を明るくする会から公開質問状をいただいております。その内容は、北投石問題について真相を究明するよう求め、その回答を議会開催の前日、3月7日までにするよう求めるものであります。

この公開質問状は、「町長をはじめ3役への質問」と「議長をはじめすべての議員のみなさんへの質問」となっておりました。私あての封書あて名と公開質問状のあて名は、なぜか「朝日町議会議長 蓬澤博先生」となっており、自分がいつから議長になったのか不思議に思い、あて名人の役職名も理解されていない方からの公開質問状であるということから、議

会開催日前日に回答を締め切る非常識な公開質問状であることも含め、また脇町長が自分の支持母体であると認める団体からの公開質問状であることから、回答を差し控えさせていただきました。

もちろん同僚議員もそのように対応されているとは思いますが、「町長をはじめ3役への質問」とありますので、町長はどのように回答されたのかお聞かせ下さい。

事の性質上、マスコミを入れず非公開とした全員協議会の情報が、なぜ一部の人たちや朝日町を明るくする会から、当局の説明以上の内容で記事になるのか不思議に思いますが、この点について、町長はどのようにお考えになっているのか、お伺いをいたします。

また、3月31日までに返品するとの一札と北投石の購入資金525万円を預かっているとのことではありますが、もし3月31日までに返品されなければどのように対処されるのか、法的対応も含めてお伺いをいたします。

次に、パークゴルフ場についてであります。

指定管理者となる団体は、指定管理者としての要件を備えているのか、お伺いをいたします。

任意団体は、指定管理者になることはできるのかお聞かせ下さい。

運営管理と芝管理との連携はうまくとれるのか、再委託または請負にはならないのか、どのように区分されるのかお聞かせ下さい。

【答弁：産業部長】

以上3点に関して、グループ22を代表しての質問とさせていただきます。

【以上、蓬澤議員の代表質問に対する町長答弁】

.....

議長（大森憲平君） ただいまのグループ22代表、蓬澤博君の質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

町長（脇四計夫君） グループ22代表質問、蓬澤博議員の質問に対してお答えをいたします。

まず、私の答弁は、順番どおりではありませんかもしれませんが、というのは、担当部署のほうから答えていただく部分がありますので。

まず、件名1の23年度予算編成の中の要旨(2)、耐震診断についてお答えをさせていただきます。

五箇庄小学校につきましては、私は、以前から統合に関しては教育委員会が担う部分でありまして、校舎など施設に関しては設置者であります町長が責任を果たすものであるとの認識をしているところであります。

私は、五箇庄小学校を統合するのか、あるいは存続させるのかということにつきましては五箇庄地区の住民の皆さんの合意が必要であると考えております。平成23年度当初予算案を議会へ上程する時点では、五箇庄小学校PTAなど地区内の方向性は、まだ合意に至っていないという認識でありました。五箇庄小学校の耐震補強につきましては、従来から教育委員会と議論を重ねてまいりました。学校設置責任者としての立場から、地区内の合意形成がなされるまでの間、危険校舎に何の措置も施さずに放置することは許されないとの考えから、五箇庄小学校の安全確保のため、当初予算案に「五箇庄小学校耐震診断業務委託料」を計上させていただいたのであります。

また、この3月定例議会は、新年度予算の編成という向こう1年間の町政の方向を定める重要な議会でもあります。私の思い・決意は、地域・町民の声を町政に生かすことであり、慎重な対応を思うあまり、議会や町民の皆さんに理解を得る働きかけという点では不足していた面もありましたが、これは重要かつ緊急な事案であることから、当初予算に盛り込むべきとの信念のもとに耐震診断費用を当初予算案に計上いたしました。

こうした中で、去る3月11日に五箇庄小学校の臨時PTA総会が開かれました。冒頭もごあいさつの中で述べました。これは、PTAとして、さみさと小学校との統合を進め、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境と子育て環境の充実を目指し、関係機関等への提言・要請活動を行っていくことに対する賛否を問う臨時総会であり、投票によってPTAの方針が決定されたということを知ることができましたし、昨日のPTAの役員さんからの、直接のお話も伺うことができました。

この申し入れ書には、先ほども言いましたが、五箇庄小学校PTA会員は、さみさと小学校への統合を推進することで合意したとの報告でした。このことは、学校に通わせておられる保護者の皆さんの切実な思いが打ち出された結果であると認識をいたしております。

五箇庄小学校に通わせる児童を持つPTAの決議は大変重いものがある。これを非常に重く受けとめ、真摯に受けとめて五箇庄小学校に関する結論を出さなければいけないとの考えであります。

先ほども述べましたが、三陸沖での国内最大規模での地震が発生し、連日報道されております。いつ何どき襲ってくるかわからないこれらの地震や津波への早急な対応策を改めて考えさせられたことも事実でありますし、昨日のPTAの役員の皆さんからも異口同音に、このような現実を目の当たりにして決議が行われたという背景もあったとお聞きをいたしました。

町政を預かる者として、学校校舎の安全確保につきましては、耐震補強ということで、これまでそれが最善の策だということで本予算に提案をさせていただいたところでありますが、PTAの決定は合意の1つとして重く尊重していかなければならないと考えております。それに伴う必要な措置も講じてまいりたいと考えておるところであります。

今後、教育委員会の意見を尊重しながら、また住民の皆さんの声も十分教育委員会のほうに反映されるような形での予算措置を講じていきたいというふうに考えているところであります。

次に、タイムスケジュールについての質問がありました。これについては、私は教育委員会に意見を求めておりませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

耐震診断につきましては、教育委員会に対して、課長を通じまして、町長の、本予算に入れることについての報告　その意向を指示して、伝えていただきました。教育委員会は2月の24日に教育委員会の場でこのことが話し合われたと。その中では、教育委員会としては反対というふうな意見が出されたとお聞きをしているところであります。

また、漏れておりましたら、ご指摘をください。

消防についてであります。ご質問の2点については、あわせて答弁をさせていただきます。

平成18年の消防組織法の一部改正によりまして、「市町村の広域に関する基本方針」が告示をされております。この方針を受けて、富山県では平成20年3月に「消防広域化推進計画」を策定し、県東部では、富山市を除く魚津市ほか7市町村による消防の広域化に係る検討等を経て、本年の2月22日に当該市町村長会議が開かれ、朝日町は、黒部市が広域化に参加し

ないという状況のもとで、飛び地になることから、議会議員の皆さんのご意見も賜りまして広域化には参加しないことを表明したところであります。

ご質問のありました、町長の考えを示さずに議員に諮ったというのは失礼だと。まず、町長の考えを述べるべきだと言われましたが、私は時と場合によっては、町長の考えを決める前に住民や議員の皆さんのご意見を聞くことがあってもいいと考えておりますし、逆に言いますと、町長の考えが前面に出過ぎて十分な意見聴取ができないこともあるかと思っておりますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

デジタル化についてであります。議員ご指摘のとおり、デジタル化については期日が定まっているところであります。平成28年6月1日までにデジタル化を完了しなければいけないということですので、庁舎整備とあわせて期日までに設置できるよう努めてまいります。

24年・25年度で基本設計及び実施設計を終えたいと。それで、26年度から装置の導入をして、1年前には試験運用ができるような形にしていきたいと考えているところであります。

今後の消防の広域化についてのご質問もありました。今すぐ、どのような形で行っていくのかという話し合いの場もありませんし、広域化については、今後、どのようにしていくのか、近隣市町と協議の動きを見ながら考えていきたいと考えているところであります。

その中で、町長失格というお話もありましたが、それについては、私は答えるのを控えさせていただきます。

[【質問：件名1に戻る】](#)

次に、町政運営における危機管理についてご質問をいただきました。

昨年、公的年金からの住民税の天引きに係る事務処理における重大なミスを行いましたことについては、多くの皆様に大きなご迷惑とご負担をおかけすることとなり、このことについては、管理監督の任にある町長として、その責任は大きいものであると、私自身、受けとめております。

今後このようなことのないように、再発防止のために、これまでもマニュアルの見直しだとか研修を重ねるとかというふうなことを行ってまいりました。また、昨年の11月27日には外部講師をお願いをしまして、公務員の倫理とか人材育成、不祥事に対する危機管理対策、そしてメンタルヘルスの研修会を行ってきたところであります。

マニュアルにつきましては、これらの研修によって、これまでの事務処理の手順等につい

て、誤りのないよう問題点を検証して、改めてマニュアルの見直しを行ったところであります。

それと、前の代表質問にもお答えしましたが、中学校の改築にかかるいろいろな問題につきましても、このようなことがないように適切な管理監督に万全を期していきたい。そして、行政組織の規律確保の観点から、町長である私が全責任を負うべきものでありまして、中学校完成後に、改めて私の減給を現時点では考えているところであります。

[【質問：件名2に戻る】](#)

次に、指定管理についてであります。先ほど、一方的な契約というのは本来おかしいんじゃないかというふうなご質問がありました。

指定管理者制度につきましては、民間事業者等が有するノウハウを活用して住民サービスの質の向上に寄与することから、平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部改正により、「公の施設の管理に関する制度」、すなわち指定管理者制度が導入されました。

朝日町におきましては、平成16年3月に「朝日町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例」をつくりました。そして、指定管理者の第1号としては、朝日町農林産物加工施設「食彩あさひ」の指定管理者に農事組合法人食彩あさひを指定しました。平成16年6月22日のことであります。

指定管理者の指定につきましては、民法で言うところの「契約」とは違うということになっています。それは、地方自治法第224条の2で規定されている「行政処分」であります。

そのために、施設の管理・運営について協定書を交わして包括的な代行をさせる一方的な行政行為でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、ご質問の委託の禁止に関しては、専門的技術を要する業務として委託をしているところであります。この委託方式については、見直しも考えていきたいと思っております。

いずれにしましても、住民の福祉の増進を目的にして利用に供するための施設である公の施設については、今後とも適正な管理・運営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、公開質問状だとかありました。それで、町長はそれに対してどのように答えたのかというたぐいのご質問がありましたが、私は公開質問状の回答につきましては、質問者のほうに、表現は悪いかもしれませんが、著作権的なものがあるかと思っておりますので、答弁を差し控えさせていただきます。

[【質問：件名3に戻る】](#)

答弁に漏れがありますかもしれませんが、その余の質問につきましては、担当部署のほうから答弁をさせます。

【各担当者の答弁へ移る】

.....

議長（大森憲平君） 次に、件名1、23年度予算編成のかなめ政策についての要旨(1)について、大菅民生部長。

〔民生部長 大菅定吉君 登壇〕

民生部長（大菅定吉君） それでは、グループ22代表質問、蓬澤議員のご質問、子どもの居場所づくりについて答弁を申し上げます。

今回、予算に計上いたしました「子どもの居場所づくり事業」につきましては、小学校の放課後等の時間帯におきまして、地区の拠点施設などを近所の公園のように自由に遊べる空間として子どもたちに開放していきたいといったものであります。

地区拠点施設などを開放するに当たりましては、施設を管理しておられます関係地区の自治振興会の了解を得ることが必要となりますし、また近所の公園のように自由に開放するとはいいましても、幼い子どもたちも集まることから、子どもたちの遊びを見守る大人の方も必要となります。

このようなことから、地区拠点施設などを開放していただける自治振興会に対しまして、開放に当たっての事務的な経費と、見守っていただく方への謝金、それから子どもたちを遊ばせるために必要な遊具等を買そろえる費用につきまして、補助金として交付してまいりたいというふうに考えています。

また、対象児童や年間の開設日数、開設時間等に当たりましては、町としまして基本的な時間設定など一定のルールを示したいと思いますが、実際の運用に当たりましては、地区の実情に応じて、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えています。

また、この事業につきましては、幾つかの地区の自治振興会長さんにご相談を申し上げる中で、概ね事業の趣旨等は理解をしていただいたところでありますけれども、具体的な補助金額や諸要件等につきましては、これから説明をしていくものであります。

今議会でご承認いただければ、事業内容や金額等を示した要綱を定め、正式に自治振興会や保護者の皆様に事業内容を申し上げ、実施に向けて協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

23年度予算案に計上しましたのは、4カ所を目指すということで計上したところでありますけれども、これら4地区だけにこだわらず、他の地区に対しましても、同様にご相談を申し上げてまいりたいというふうに考えています。

子どもを見守る大人の確保につきましては、これから振興会の方と相談をするということになるわけでありまして、振興会を組織しておられます地区の老人クラブや防犯組合、公民

館、体育協会、女性団体を初め、民生委員、児童委員、各種ボランティア団体の方々などの協力を得ながら、「地域の子どもは地域で見守る」と、そういった体制を構築してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

[【質問：件名1に戻る】](#)

.....

議長（大森憲平君） 次に、件名3、指定管理者制度についての要旨(2)、(3)について、大井産業部長。

〔産業部長 大井幸司君 登壇〕

産業部長（大井幸司君） グループ22代表質問、蓬澤議員の件名3、指定管理者制度についての要旨(2)、らくち〜のについてお答えいたします。

朝日町環境ふれあい施設における指定管理者につきましては、先般行われました臨時議会において、ことしの4月1日から有限会社あさひふるさと創造社に指定することで議決をいただいたところであります。

利用者の皆さんや納入業者の皆さん、そして従業員の方々にご迷惑がかからないことが第一であると考えております。あさひふるさと創造社も、現在、雇用の確保や各種契約の締結準備、印刷物の変更、らくちーのが所有しております備品の譲渡などを進めているところであります。

町といたしましても、現場の声を聞きながら、体制づくりとスムーズな経営移行に向けて鋭意努力しているところであります。

北投石につきましては、先ほど町長が答弁申し上げたとおりであります。現在は、石の再展示を求め続けているところであり、北投石の再展示がされない場合は、刑事告発も視野に入れて対応してまいりたいと考えております。

次に、要旨(3)のパークゴルフ場の指定管理につきまして、お答えいたします。

さきの臨時議会によって同様に議決をいただきました朝日町パークゴルフ協会は、「朝日町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例」の条項に該当する団体であります。

当施設は、パークゴルフを中心とした施設であり、指定管理者として指定いたしました朝日町パークゴルフ協会には、施設の設置目的を効果的かつ効率的に遂行していただけるものと思っております。

しかしながら、維持管理の中で最も重要となります芝生の管理につきましては、当面は専門業者の協力を得ながらの運営になるものと想定しております。協定書の中に町が委託を許可する業務の内容を明記することで、指定管理業務が着実に遂行されるよう対処してまいりたいと考えております。

このため指定管理者には、芝生管理の業務において、委託業者から指導を受けつつ芝生管理の技術習得をしていただき、みずから芝生管理を行えるよう研さんしていただきたいものであり、全般的な経費の節減にもつながるよう努めていただくことを期待しているもので

ございます。

町といたしましても、管理に必要な技術指導などを行うこととしており、多くの町民の皆様にパークゴルフに親しんでいただけるよう施設づくりを目指したいと考えております。

以上です。

[【質問：件名3に戻る】](#)

.....

議長（大森憲平君） この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約60分とし、午後1時より再開します。

（午前11時54分）

〔休憩中〕

（午後 0時59分）

議長（大森憲平君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 何点か再質問をさせていただきます。

きょう、本会議の冒頭に、町長が五箇庄小学校の問題で、重く受けとめているという発言がありました。私の質問内容でも後段に、重く受けとめているという表現がありましたが、聞いていた私には内容が違うように聞こえたのですが、改めてお考えをお聞きいたします。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 11日のPTAの臨時総会におきまして決定されたことを重く受けとめていると、尊重しなければならないということを答弁で申し上げました。その中身についての再質問かと思えます。

私は、これまで、住民の合意がなされていない、なされるまでの間、安全確保のために耐震補強が最善の策だということで本予算に計上をいたしました。しかし、PTAの皆さんの決定は合意の1つとして考えなければいけないということでもあります。したがって、さきに提案いたしました予算案については、議会のお考えもあるかと思いますが、撤回の承認をいただいた上、議運を開いていただいて、404万円の耐震診断予算を削った形で再提出をさせていただくということを考えております。

議会のほうで別の策がありましたら、またそれについてもお聞きをする気持ちもありますので、よろしくをお願いします。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 今やっと本質的な答えが出たように思いますが、では、なぜこの答えを再質問で聞かなければいけないのか。冒頭の質問の中で十分答える余裕があったはずなんですよね、朝の答弁といい。なぜ再質問で初めてこういう答弁が出てくるのか。もう一度気持ちをお聞かせください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私は議員の皆さんから質問の提出をいただきまして、その後に11日のPTAの臨時総会が開かれたということでもあります。

私は、議会の中で、議員の皆さんが質問を予定されていることにつきまして、冒頭、それを述べることによって議員の皆さんの質問に影響することはいかなものかと思ひまして、再度の質問にお答えをさせていただきました。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 水かけ論はやりたくありませんが、私ども議員だって日々刻々の状況の変化で質問の中身をいろいろと考え、切りかえてきているんですよ。町長が、なぜそれができないのか。できないということであれば、今後の対応も、私ども、しっかりと考えなければいけない、そのように思います。

じゃ、次の問題に入ります。

蒸し返すようでありますけれども、もう一度確認をさせていただきたいのですが、教育長に質問しますけれども、今、撤回するというふうにおっしゃいました予算の上程の件について、教育委員会に、先ほどの答弁でしたら、担当課長を介して意見を求めたという答弁でありましたが、それでよろしいのかどうかと、教育委員会として、どのような答弁をされたかお聞きいたします。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

永井教育長。

教育長（永井孝之君） ただいまの質問であります。私の記録によりますと、2月21日の月曜日に担当課長から教育委員会事務局長へ連絡がありました。直ちに事務局長から私のほうに、本予算の中に耐震診断の予算が入っているという報告を受けました。それを受けて、2月24日の木曜日に2月の定例教育委員会が開かれたわけですが、その席上で報告をされました。教育委員の皆さんは、全員が反対であったということであり、非常に困ったことだなという結論になりました。

これでよろしいでしょうか。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） やっぱり何回も質問しているうちに町長の思われていることが少しずつずると崩れてくるのかなと思ひますが、今こういう大事な問題を、担当課長を経由して期待しておいた逆の答えが返ってきていると。それに対して、それだけで自分の安全性を

図る責任のためを思い、耐震診断の費用を計上したという経過になるわけですね。それを上程したからこそ我々議員が、保守系の議員であります、一致して反対をしてきたわけなんです。政争の具にした原因は町長みずからだと思いますが、いかがお考えでしょうか。議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私はそのような理解をしているつもりはありません。政争の具とするというふうな気持ちはありません。

私はこれまでの住民懇談会だとかPTAの会合だとかいろいろ参加させてもらう中で自分の考えを述べ、また皆さんの意見も聞き、それで私は統合されるまでの間、耐震補強という形で安全策をとりたい。その第一歩として耐震診断の予算を予算に入れたわけであります。

それともう一つ、議会と町長が対立することが、私は、時にはあるということもあると思いますので、決して政争の具にするために本予算に入れたわけではありません。

それともう一つ、質問になかったのかもしれませんが、私の考えをどうしても固執するという考えは毛頭ありませんので、今回の場合、PTAがそのような結論を出されたことを尊重するという事で予算案の提案を修正させていただきたいということであります。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤博君） もう1点、教育長にお伺いをいたします。

町長の命でいろんなアンケートをとられたように聞いております。先ほど、PTAの総会の投票の結果でありましたが、それ以前に保育所園児をお持ちの方の保護者の意見を聴取されたというふうに聞いておりますが、その結果をお聞かせください。

議長（大森憲平君） 永井教育長。

教育長（永井孝之君） 保育所の父母会の集計でありますけれども、これは正式なものと言えるのかどうかはまた皆さんの判断を仰ぎたいと思うのですが、聞き取り調査をしていただいた結果、18対4で統合に賛成をします。ただし、条件がついておりまして、その後の跡地の処置についてはよろしく願いますというような意見であったと思います。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） ありがとうございます。

将来の小学校のPTAの一員になられる保育所の保護者の皆さん方のアンケート調査、これ、当然町長も耳にされているはずであります、11日のPTAの結果を受けてという形であれば、それ以前にも明確な将来のPTAの皆さん方の意思表示があったわけですよね。そのあたり、何ら反映されていないのはおかしいのではないのでしょうか。もう一度お考えをお聞かせください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 教育長のほうから、父母の役員の皆さんが一軒一軒電話をかけられたその集計が18対4ということは、そのときに伺っております。その時点で判断できるのではないかというふうなご質問のようではありますが、私は、それも含めて、今回のPTAの決議は重く尊重をしなければいけない。なぜならば、現に五箇庄小学校に子どもさんが通学してみえる。その保護者の皆さんの意思は最大限に尊重しなければいけないというふうなことであります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 教育の問題については、今、再質問の冒頭に、町長から、修正すべく議会のほうに働きかけるという答弁がありましたので、教育に関しての私の質問は終わります。

次に、危機管理の問題であります、先ほどの町長の答弁ですと、マニュアルがあるように聞こえたのでありますけれども、具体的にそのような手順というかマニュアルは存在するのでしょうか、お聞かせください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） マニュアルは新しく見直したやつがございます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 新しく見直したものがあるということですが、私、先ほどからずっと聞いておりますと、マニュアルがあるかないか以前に、きちっとそのマニュアルどおりに作業をされているのかどうか、慣れの部分があり過ぎるのではないかというふう感じており

ます。仮に、従来からずっとマニュアルがあったとしても、そのとおりになされていたとは思えません。なされていたのであれば、指摘したような重大な事犯は起きていないわけであります。いろんな事務手続上、上級官庁の許認可申請等いろいろあるはずなんですよ。それが抜けておるといことが、もう既にマニュアルがあっても遵守していないということになるわけです。それを昨年事例が発生したから講習会をやりましたということで本当に改善されるのかどうか。本来そういう講習会を受けるのは町長自身ではなかったのかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 町長みずからが危機管理意識が低いというご指摘と受けとめさせていただきます。私も含めて危機管理、職員全員で意識を高めていく努力を町長みずからやっていかなければいけないというふうに思います。

私、町長に就任しまして、ちょっと論点がずれるかもしれませんが、先ほど質問でお答えしました北投石の問題。すぐに私のところへ報告に来てくれた。町長に対して、これはきちり報告をしていかなければいけないという認識からそうされたと思います。ただし、そう思う職員ばかりではないかもしれません。私は相互に牽制しながら自由に物が言える、そして自由に町長に何でも報告できる、そのような体制があれば、中学校の問題でももっと早く対応ができたのかなと反省をしております。自己の点検と相互の点検を一層強めていくことが大切かと思えます。

新しいマニュアルの説明について答弁せよということでしたら、担当部署のほうから中身について説明をさせます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） いみじくも答弁の内容で北投石の問題が出ましたので、改めて北投石の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁ですと、当局の我々議会に説明された紛失時期は昨年5月と。町長答弁の中では昨年4月、議員在職中にその事実を知ったという発言がありました。この時間のずれ、それと就任早々6月だったと思うがということで、全員協議会のときに説明がありましたが、聞いて憤りを感じたという言葉もありました。しかしながら、それを聞いて11月末までに返還するように1回文書を出しているわけです。一札をいただいているわけですよ、

11月末までに返却すると。それがなかったがゆえに、改めてもう一度購入資金である525万円を預かると同時に、3月31日までに返還しますという一札をもらっているわけですね。

なぜ11月末に返還されなかったときに法的措置をとられていないのか。ここが、話が元に戻りますが、危機管理の第一歩だと思うんですよ。なぜここでのんびりされて、もう一度文書を入れてもらっているのか。そのあたり、お答えください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 北投石につきましては、担当部署のほうで、私が指摘した以後、連続して樋水社長に対して、石を返すようにというふうなことをたびたび言ってきた。そういうふうな中で、11月末に覚え書きを交わす中でそのような結果にまでたどり着けたということ。それから、525万の購入代金についても、担保としてこちらに納めさせることができたというふうに考えております。ですから、決してその間、危機管理意識を持たずに漫然と過ごしてきたわけではありません。

それと、果たして刑事告発を早期の段階でしておいた場合に、事実が、まだ全貌が明らかになっていない中でそれをやることは大変危険な状況であるということで、樋水社長とのやりとりの中で幾つかのことが明らかになってきたわけでありますので、それを早期の段階でやっておれば、それすら把握できないという状況になりますので、この間の、私は担当部署の行動は正しかった、最善であったというふうに考えております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 担当部署の行動は正しかったという言葉は、私は今必要としておりません。町長が担当部署にどのような指示をして今に至っているか、こういう状況であるということを説明していただければいいわけであります。

改めて質問しますが、新聞報道でありますけれども、北投石の所有権をめぐる樋水社長の会社と別のところと係争中であるという記事がありますね。これは、ご存じのはずですね。なおかつ、樋水社長は、石が戻ったら改めて町と協議するというコメントを出しておられます。この「改めて協議する」という内容はいかなるものでありましょうか、お答えをお願いします。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） まず、私は、この間にわかったことの中で、ここでお話しできることは、1つは525万で町が買ったいきさつだとか、その価格が妥当であるかどうか、そのようなことも、あるいは将来大きな問題になるかもしれません。ですから、石が帰ってきたら、525万はそのままストレートに返すことが妥当かどうかということもあるかと思しますので、その一条をつけ加えたことについても、私は意義があったというふうに考えております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 525万のほうに少し方向が向きましたので、今度は525万についてお聞かせをいただきたいのですが、525万、全員協議会の席では、昨年12月29日に振り込まれてきたと。業務日以降ですね、休暇中に振り込まれてきたと。現在町の金庫に現金で置かれている、保管されていると。会計整理上、何ら科目もなしに現金で金庫に入れておくのがいいのかどうか、この管理の仕方について、町長、いかにお考えかお聞かせください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 冒頭に言うべきことで、失念しておりましたこと一言。

きょう、実は会計管理者は先発隊として岩手県の釜石市に行っておりまして、ある新聞では宮城県の釜石市と報道されておりましたが、岩手県の釜石市のほうへ行っておりますので、きょうの本会議を欠席しておることを申し出ることを忘れておりましたので、おわびしたいと思います。

それで、先ほどの525万円、現在どうなっているのかということではありますが、会計管理者のほうに私は以前に確認をしております。預金として保管をしていると。決して町の歳入には入れていないということでもあります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 預金であるか現金であるか別にして、預かり金という形で保管をされているわけですね。該当科目がないということではないですよ、改めてお聞きします。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 預かり金、要するに会計法上の科目を入れますと、町の財産として受け取ったということになるかと思しますので、そのあたりの解釈については、担当部署のほ

うからお答えします。

議長（大森憲平君） 道用財務課長。

財務課長（道用慎一君） 525万円につきましては、入札等の保証金と同じ考え方で、契約が履行されるまでの保証という形で預かっておるものでありまして、一度町の会計に入れるものではないと考えております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 何よりも、まず町長がみずから適正な答弁をしていただきたい部分でありますし、どういう状況にあるかということも把握しておいていただきたい部分でありますので、今後同じような質問が出た場合は、率先して町長が答弁されるよう求めます。

次に、消防の問題に入りたいと思います。

広域連合から離脱をして間もないわけではありますが、しかしながら、先ほど言いましたように、町民の安全・安心を守る最前線においてになる消防署の皆さんの思いを思うと、新年度予算に何ら盛り込まれていないというのは非常に寂しい思いもしますし、町長以下に対して不信を募らせるところであります。

無線のデジタル化、エンドが決まっているわけですね。それから逆算していったら、先ほど、24年度、25年度に基本設計、詳細設計というふうにおっしゃいました。27年度早々には電波の試験を実施したいという答弁であったと思うのですが、本当に24年、25年からの基本設計、詳細設計で間に合うのかどうか、ここを町長としてどのようにお考えかお聞きいたします。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私は、間に合うスケジュールとして考えておるところであります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 今しっかりと自分の意見としてということを述べられましたが、じゃ広域連合を離脱するとき、議会の意見を聞きたいと言われたときに、自分の意見を先に言うとか色がついてしまうのではないかという危険、思いから最初述べなかったという話でありましたが、今後の消防署の整備の問題については、消防署並びに関係部署の意見をしっかりと聞いて、自分の意見をまとめてしっかりと適正に進めていただきたいと思っております。

もう1つは、自分の考えがない、近隣市町と連携した判断をしたいというふうにおっしゃ

いましたけれども、今や何の足がかりもない中で、よそが発信するのを待つというスタイルですね、脇町長の今の広域化に向けた考え方は。それでいいのかなと私は思うのですが、いかがお考えでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 議員各位もご承知のとおり、離脱、参加しないという表明をしたのは2月22日であります。1カ月たたない前であります。それで、広域連合の協議に参加されると言われている5つ、6つの市町村は、4月になったら法定の協議会をつくっていくということを伺っています。

ですから、私は、向こうが整備をされる前にそのような態度を明確にすることが、この新川広域圏や介護保険組合とかいろいろ横とのつながりが大切なこともありますので、現時点でそれを明らかにすることが、果たして行政間の信頼関係がスムーズに行くのかということも頭の中にもありまして、私は現時点では少なくとも法定協議会がつくられる以前にこちらが行動するというのは、私たちは先を見越して新しい組織を考えて参加しないと言ったのだというふうにも受けとめられかねないという気持ちもありまして、議員言われるような、今すぐ次の広域圏の構想を立てるべきだという考えにはくみをいたしません。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 隣市隣町、入善町・黒部市長、議会の中で同様の質問を受けておられて、その答弁の内容は、特に飛び地になった入善町は、とりあえずは法定協に残るけれども、新たな形を模索していかなければいけないと思うという議会での答弁をされています。まして黒部市長については、新たな形を模索したいという答弁をされておられます。

何らかの形で相談しましょうよということが発信しておられるんですよね。それに対して何らアクションを起こさないというのは、逆に町民の安全・安心を守る側の者として期待を裏切る行為になるんじゃないかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私は、広域圏をつくる、つくらないということも含めて、現時点では白紙の状態と言わざるを得ない。どうしても広域圏にならなければ安全・安心が保てないのであれば、現時点で安全・安心は守れないということを言われると思いますので、それは全

力を挙げて近隣と相互の援助をし合いながら安全・安心を守っていくという現時点での姿勢であります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 先ほど町長から「ぎょうせいかん」という言葉がぼろっと出てまいりました。今の答弁を聞いていても、行政官どおりなんですよ、隣市隣町の首長さんは政治家なんですよ。政治家の判断として、町民の安全・安心を守る方策をいろいろと考えておられる。行政官として考えるのと、中身がかなり違ってくるんですよ。このあたりのスタンス、町長としては線が細いんじゃないかなと思いますが、いかがお考えですか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 線が細いのか太いのか、私はあまり腹も出ていませんから細いのだろうと思います。

いずれにしましても、現時点では動くことが私は町民のためにもならないということであります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） ここで行ったり来たりしているのも時間のむだになりますので、次、指定管理者の問題に入ります。

まず、らくち～のに入る前に、具体的な2件に入る前に、現在の条例、公の施設の管理に関する条例と協定書、先ほどの答弁は、法に基づくもので、行政上のやりとりの中で立場の強くなるのはしょうがないという答弁でありましたが、何回考えても、どう考えても、朝日町、甲という仕事を発注する側の権限、強くていいのだとは思いますが、強い中にも請ける側のほうに対するやさしさが感じられないんですよ、全然。こうしなければならない、ああでなければならないと言い切りなんですよ。最後に、じゃ、再委託または請け負いはならないというところで、今度は逆にしっかり線を引いて契約します、協定を結びますということです。一体やさしいのか、思い切り厳しいのか、よくわからないのですが、私には思い切り厳しいとしか思えません。そのあたりのことを踏まえて改善する気はないのかという質問をしたのですが、改善するような、しないような答弁でありましたので、改めてもう一度お考えをお聞かせください。

ていくと。間に町が入って両方の会社を指導していくという立場で現在進めております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 一生懸命中に入っていて、4月1日から継続している会員の皆さん、なおかつ一般の来場者に迷惑のかからない形で経営を続けていくことが一番であります。引き受け会社が変わったからといって迷惑を一切かけてはならないと。その前提でやっていただきたいと思いますが、じゃ、現在の備品管理、資産管理、きっちり適正にされておられるのでしょうか、お聞かせください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 備品につきましても、一覧表をつくりまして、現在の適正な価格と申しますか、将来譲渡していただくために、お互いに納得できる価格と申しますか、そういうものを含めまして詰めているところでございます。

ただ、耐用年数とか、あるいは簿価によりまして、金額的にはほとんど価値のないものでありましても、そういうものが現場でなくなって運営ができなくなるということであれば、それなりの価格をもって買い取るということも視野に入れまして、繰り返すようでございますが、利用者の方々が4月1日からできるようなシステムづくり、もちろん備品も含めてですが、進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） ぜひそのように頑張ってくださいと思います。

例えばいろんな、まずお客さんを送迎する車両ですよね。そういうものであるとか、リネン関係のもの、この帰属はちょっとわかりませんが、仮に今の委託管理会社が所有権を持っている物であれば、適正価格というのは非常に導きにくいものがあるかと思いますが、それを引き継いだ形で会員の皆さんに利用していただくことになろうかと思いますが、惜しむところは惜しんで、惜しまなくていいところは惜しまずに、やはりある程度払い下げていただく、譲渡してもらえるような形で価格交渉しながら事業を継続していただきたいと思います。そのあたりをしっかりとよろしくお願いいたします。

次に、パークゴルフ場の問題でありますけれども、指定管理者として任意団体であるパークゴルフ協会が、現状のままで指定管理者になることができるかどうか、その点をお聞かせ

ください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

道用財務課長。

財務課長（道用慎一君） 地方自治法におきましては、指定管理者は「法人その他の団体」とされておりまして、個人でなければ大丈夫と、法的にはそういうことになっています。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 一番心配なのは、大きなボールを飛ばすものというふうにと考えると、そんなにけがはないのかなと思いつつも、やはりプレー中の事故、けがが一番心配なんですよ。そのあたり、じゃ、任意団体は何に保険というか補償を求めていくのか。それをしっかり担保したものでみていただかないと、そこでプレーする人、不測の事態に陥った場合は何ら補償される措置がないという形になりますので、その部分をしっかりしていただきたいと思います。

それと、次にパークゴルフ場の2番目なのですが、運営管理と芝管理、先ほど言われた線引きする部分だと思うのですが、このあたりを3月議会中に提示しますということできょうまで来ているのですが、いつごろ具体的にこう提示していただけるのかなと思っておりますので、お考えをお聞かせください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

道用財務課長。

財務課長（道用慎一君） まず第1点目の、今ほどのけがをした場合ですとか保険の関係ですけれども、指定管理者というこの制度につきましては、先ほどもちょっと町長が申し述べましたが、包括的に、町にかわりまして管理・運営を代行させるとというのがこの指定管理者の制度であります。そのため、例えばけがや傷害などがあつた場合の責任につきましては、町が負うということになっておりますので、町のほうでそのへんは対応することになると思います。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 引き続き答弁あるかなと思った芝管理と運用管理の問題。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 現地の管理につきましては、昨年10月から約3カ月間、模擬的にと申しますか、町も間に入りまして、管理に対するノウハウをお互いにやってきた経緯がございます。それを見ておりますと、パークゴルフ協会は十分に管理ができる団体でございます。

ただ、芝生の、いわゆるフェアウェーとラフとの間と申しますか、そういう仕上げ方につきましては、まだ専門的な知識を有しておりません。手入れはちょっと悪いかと思いますが、歴史公園となないろKANの芝を見ていただければ概ねどのような状況になっているかというのはわかるかと思うのですが、概ね3年間で従事する者が芝の管理というものを習得した経緯がございます。そのようなことから、ここ二、三年、そのような技術を指導いただきまして、将来は朝日町パークゴルフ協会が自立できるような、芝刈りとか芝のそれぞれ1年間を通じた管理があるわけでございますが、そういうものを身につけていただけるよう指導してまいりますので、その間しばらく見守っていただきたいと思っております。

ただ、現地は、ご存じのように、もともとは沼田でございました。ですから、一律の管理の方法でいいとか悪いとかというのは、それは今後の検証になりますが、今利用していただいているプレーヤーの方からは、芝の状況は非常にいいというふうに伺っておりますので、そういうようなことも含めて2年間ほどは専門業者の技術指導を受けながら、将来の自立に向けた助走期間であるというふうにご理解をいただき、もうちょっと時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） わかりました。

ただ、今後のことを思いますと、いろんな運営・管理上の問題、不測の事態に備えたときの問題等々を考えると、例えば文化・体育振興公社のように財団化を図るとか、そういうことが必要ではないのかなと思っております。不測の事態に備えて任意団体から法人化するというのも1つの手かと思っておりますので、そのあたり積極的に利用して、今後ますます指定管理者の切り替え時期がまいるわけですから、それに備えてあらゆる方向から検討して、備えていただきたいと思っております。

最後に1つ、町長に質問をさせていただきます。

私の最初の質問の中で、明るくする会をたくさん引用させていただきました。支持母体であると先般も明言されておられます。

私ども議員が思うのは、2月22日に全協で、非公開で説明のあった話が3月1日に心ある町民という形で報道されていますが、3名の方による住民監査請求、それと翌日、明るくする会の第5号のチラシが同じ内容で出回っております。私ども3月3日に予算書を見たときに、初めて目にした「耐震診断」という言葉を3月1日の住民監査請求並びに2日の明るくする会第5号のニュースにもその表現が使われております。

初めて使われた言葉であります。今まで「耐震補強」という言葉ばかりであったはずで、「耐震診断」という名称は使われておりません。なぜこのような表現が、町長が支持母体と明言された団体のチラシなりに載るのでしょうか、お考えをお聞かせください。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私は、監査請求をされた方、あるいは明るくする会の皆さんと、このことにつきましては、話をしたことはございません。

ちなみに、明るくする会は、私が今年の5月の選挙において立候補したときの推薦母体であります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 本件について、ここで押し問答しても始まりません。ただ、一般町民のみならず、保守系の議員8名が本当に猜疑心しか持っていないんですよ、この問題については、今後やっぱりいろんな場面で検証しながら、町長の考えを聞きながら前に進めていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

[【水野議員の質問へ移る】](#)

.....

議長（大森憲平君） 次に、創政会代表、水野仁士君。

〔 6 番 水野仁士君 登壇 〕

6 番（水野仁士君） 6 番、水野仁士です。さきに通告してあります件名に基づき、保守系議員団・創政会を代表して質問をいたします。

脇町長も町政を預かり、はや10カ月に足を踏み入れました。しかし、いまだに大人になり得ない町政、議会運営を展開し、一部取り巻きのみこしに担がれ、自分ではブレーキもハンドル操作もすることができず、良識者や有識者、また庁舎内幹部の意見や声も聞かず、仲間に踊らされるひとり相撲をとり、あなたは「裸の町長」になっているのをお気づきでしょうか。

住民、町民の声には少数の小さな声や多数の大きな声も、また中間的な声もあるでしょう。それらの声を、融合、融和などを図り、つかさどるのが町政を預かる者としての務めではないでしょうか。23年度の予算を見ましても、町長の行おうとしている事業の遂行は、政争・政戦の具にしている。この政策は地区住民、あるいは町民間の摩擦を呼び、該当地区での家庭内の雰囲気のみならず、隣人のきずなを断ち切り、地区という単位すら崩壊させようとしている。住民合意に名をかりた地区住民や町民の緊張をあおる強権政権政策である。

また、町長に就任された6月から、議会に対しても、重大な事例が起きても早目の対応、報告もなければ、連絡もなし。ましてや、相談などあったためしもなく、議員、議会軽視も甚だしく、町長の「明るく風通しのよい町政に」との言葉はどこへ行ったやら、さっぱり、むなしく感じます。

今工事中の中学校の改築工事ひとつをとっても、昨年8月末に業者と契約をし、本来なら今年の3月末ごろに中学校が完成し、新年度の4月から新しい校舎での勉学が始まるところ、工事のとっかかりの9月の段階で、地盤を確認する試験掘りで支持層地盤が基本設計時のボーリング調査の想定より深いことがわかり、その月の29日から基礎と支持層地盤の間にコンクリートを打つラップルコンクリート工事を別途実施して、監理業者から10月に追加工事費用2,000万円がかかり、そして工期が1カ月おくれるとの報告を受けながら、議会、議員に11月末になって事例の報告説明をされたが、ラップル工事からを含めて2カ月余りたつてからの遅過ぎる説明、報告では、何か裏があると勘ぐりたくなりました。

町長は、中学校追加工事のことはすぐ発表せず、仲間の天の声、後ろの声を仰ぎ聞き、この件はひた隠しにし、情報操作をし、前政権と監理業者との関係を調べる時間が欲しくて引き延ばし、2カ月余りも経過してからの議会説明・報告になったんだと私は考えています。

この件につき、議員諸氏も調査、検証、勉強をたくさんしました。そういう中で、事の重大性、重要性を見る限り、町長の施政は、自分で決断、判断できない変な町政運営をしているんじゃないかと思います。迅速に、スピーディーに処理し、議会側に報告、説明をしてもらいたいし、あなたは、議会あるいは議員を誤解しておられるのではないのでしょうか。町の長も議員も二元代表制の立場であります。そのことを踏まえて質問に入ります。

まず、住民の方より監査請求が出ました。朝日町環境ふれあい施設「らくち~の」に展示されていた北投石が施設の管理者に無断で持ち出され、町の財産である石を返してもらうようにとのことですが、とあるチラシを見ますと、概要説明が載っています。

なぜ北投石がなくなったのか、盗難に遭ったのか、廃棄処分にされたのか、いろいろ疑問を感じます。また、北投石は前町長時代に購入されていたものであり、前町長は知っていたのか、知らなかったのか、明らかにしてください。

新しい町長が誕生した後、6月、9月、12月と議会が3回も開かれたのにもかかわらず、北投石がなくなったことが解明されない。甚だ遺憾です。

北投石がなくなっている事実は複数の町民が知っている。いずれにせよ、現町政が町民に開かれた町政であってほしいと願うものであり、町民の前に事の次第を明かされるようにと。

そのとおりであります。私もこれに基づき、また3月3日の臨時議会にも各議員からも質問が出ていましたが、改めて答弁をお願いいたします。

それでは、「朝日町を明るくする会」とのかかわりについてお尋ねをいたします。

あなたの選挙のときの推薦母体が、町政がざわつき始めると、にわかには明るくする会のピラ戦術が始まり、3月に入ってから2回も出回っています。

さきの町長選で、応援部隊の流入で朝日町の人口が昼夜問わず1割は増えたと言われた選挙戦。街宣車2台と選挙期間中は選挙カーを含め3台の車で朝日町の津々浦々まで駆けめぐり、朝日町を明るくする会ニュースを何号もばらまかれました。

選管に届けてある政治団体だと思いますが、本月3月1日朝10時ごろ、ある地区で明るくする会5号のピラを配られ、表と裏に2つのことが書かれ、1つには監査請求の内容、全員協議会で議員が報告を受けた事柄以上に知り得ないことが載っていました。もう1面には、予算のことでした。「五箇庄小学校耐震診断」と文言があり、これは議員側が知らない言葉である。

我々は「五箇庄小学校耐震改修」という言葉で論じていましたが、3月3日午後から議員に配付された予算書に、耐震改修ではなく、耐震診断となっていました。議員の知らない予

算づけの言葉が、3月の1日から2日にかけてまかれた明るくする会のチラシに載っています。まだ公にされていない予算書の一部の内容が、あるいは町長が新年度予算に取り入れた6つの事柄も書かれてありました。それがそっくりそのまま予算づけしてあり、まかれたチラシに載っています。

これは何を意味しているのでしょうか。どうして明るくする会は、3月1日から2日にかけてまかれたピラに、議員よりも先んじて知り得ることができるのでしょうか。

私は、朝日町庁舎内に公務員の守秘義務に違反する職員はだれひとりいないと思っています。流したのは、町長、あなたですよ。

また、朝日町を明るくする会から公開質問状が各議員に来ています。その文言に「監査請求をされた良識ある3人の町民の方々に強い感銘を受けるとともに勇気をいただきました」と書いてありますが、町長、あなた方の仲間内ではないでしょうか。これは出来レースじゃないのですか。

議員もしっかり調査権を行使し、事実関係を調べますよ。しかし、明るくする会は、議員以上によく事柄を知っていてチラシに載せています。このネタのソースは、町長、あなたではないのですか。普通のグループ、あるいは会では調べ切れないと思う。だから、あなたは町長就任前から、また町長になってから、知り得た情報を流し、ひそかに調べさせ、政争・政戦の具にしようと時間をかけて調べ、6月、9月、12月の議会にかけない方策をとり、議員にも報告しない。何かあなた方の仲間内の、政党の政戦・戦術ではないのでしょうか。あなた方の出来レースだと私は思っています。

とにかく、明るくする会のチラシには必ず前政権者のことが書かれていますが、町長、あなたが町の今最高権力者で、調査権もあれば刑事告発もできる立場にあるんですよ。議会、議員はこの問題を2月まで知りませんでした。覆い隠そうとはしません。今まで隠し、政争の具にしようとする。町長を初め、このことに対し、情報をもっていた明るくする会と一部の政党の、それもとぼけた顔をして、初めて知ったふりをして、非は我々にあると言わんばかり　と言われても、私は、当局と議会はともにこの問題をしっかりと調査、検証し、現物を元の場所へ返還と張り切っております。

それでは、次、住民合意と町民合意について。

町長は、去年の9月の議会で、議員の時代は、地域の住民の声を議会に通し、行政に反映させると。要望があれば、それが法に触れるとか、個人的な要望であるとかということになれば、私は、地域の要求であるとするなら、議員として議会で取り上げるという姿勢で議

員のときはやってまいりましたと。町長になって、もう1つ、それだけではいけないということも考えています。それは、町民全体の合意形成を得る努力をしなければ、町の税金を使うわけですから、さらに幅広い、町長として努力を求められていると。町民の考えを重視することが私の政治姿勢だと言っておられます。

住民懇談会を10地区、3町内会、計13カ所、プラス、五箇庄地区がもう1回で14回。新町長として真っ先に町民の声を聞く大変よい姿勢だと思いました。しかし、地区住民懇談会を終えてからの町長の発言は完全にぶれてしまい、一部の支持者と政党の声を大いに反映させ、余計かたくなになってしまったと私は思っています。

住民の声は幅が広く、時には利害が衝突することが起きることがあります。1つのことで多数の声、少数の声もある。少数の声を政治手腕で強引に持っていくのが住民合意でしょうか。それが幅広い町民合意形成でしょうか。これについてもお答えください。

23年度の予算について伺います。

朝日町を明るくする会ニュースに、新年度予算で公約を全面的に実現したいと6つの事柄が書かれていた。1番目は「ぜひ、今年から学童保育を」、これは子どもの居場所づくり事業で、2つ目は「商店街の街灯の電気代に補助を」、これは商店街街路灯整備支援事業で、3つ目は「中学生まで医療費を無料に」、これは医療費で、4つ目の「特別養護老人ホームのベッド数を増やして」、これは有磯苑増床工事貸付金で、5つ目は「使いやすい図書館に」、これは学校図書館、6つ目の「早く五箇庄小学校の耐震診断を」、これは、この言葉、五箇庄小学校耐震診断として、町長の公約でもない事柄6つがそっくりそのまま予算書に載っていました。予算編成権は自分にありと、強権的に。

これは我田引水ではないのでしょうか。まして明るくする会のチラシに載っていたことをいつの間にか公約としてすりかえてしまっていますが、私に言わせれば、目玉となる予算も幾つもあるようだし、うなずける点もあります。

そういうことですが、五箇庄小学校の耐震診断の予算づけは、五箇庄地区の住民の中で、将来の児童数の推移を見ると統合もやむを得なしの声が大きい中、民意の流れも読めず、また保守系議員が、町教育委員会が統合を主張する中、耐震診断を計上されたが、けさの新聞報道によれば、五箇庄小学校の統合の申し入れで、今になってこの議会で計上をやめた、取り下げたという町長の発言がございませう。私は、これは議会を混乱させ、一部の支持・支援者と政党の声しか聞かない町政運営を強権的に行ってきた予算計上だと思っております。その結果、今、町長への町民の民意はなく、吸引力も低下しました。

町長とその仲間は、最後に民意を読み間違えたのではないのでしょうか。とにかく、議会を混乱させたこの責任を早くとっていただきたい。一刻も早く町長をやめられることをご期待申し上げます。

【答弁：町長】

.....

次に、地震防災マップについてお尋ねします。

災害は必ずやってくると、富山外国語専門学校の、ニュージーランドの震災で被災された方々の安否確認も終わっていないさなか、今度は東北関東大震災、国内史上最大のマグニチュード9.0を記録し、津波による沿岸部の壊滅的な被害、それも広範囲にわたり、本当に心が痛みます。犠牲になられた方々に、お悔やみを申し上げます。

大規模地震発生時の「ゆれやすさ（地震防災）マップ」が朝日町を除く県内14市町村で完成するとかで、新聞報道ででかでかと載っていましたが、23年度予算に計上され、私は喜んでおる次第でございます。

富山県は地震災害の少ない県と言われますが、当町では地震が起きた場合、地盤の状況は揺れやすいとか、にくいとか、液状になる場所があるのか、また活断層なるものが走っているのか、山沿いにおける斜面の崩壊などがあるのか、町部の建屋密集地帯での火災被害になった場合、こういった観点から、耐震基準を満たしていない建物は戸数にしてどのくらい朝日町にあるのでしょうか。耐震補強の助成金制度や耐震診断を受けるためのPRをしておられるのでしょうか。今後の防災・耐震化計画についてお尋ねをいたします。

【答弁：産業部長】

.....

次は、住民要望の有害鳥獣についてです。

電気柵は人間界とけだものとのすみ分けをする1つの線引きをする防波堤のようなものだと私は思っています。イノシシ、猿、熊などの侵入予防に大変効果があると思っています。特に昨年は熊の出没に県下中大騒ぎになりました。

電気柵の設置してある地区、山崎、南保、笹川は、昨年は熊騒ぎは少なかったのではないのでしょうか。今年も山崎地区で3月の中下旬より電気柵の設置をし、11月の下旬までの8カ月間、柵の維持管理などに苦勞を重ねます。町は広い意味での間接的経費を地区に対し支援してもらいたいものです。

次に、黒部朝日公園線です。

いよいよ朝日町で残されていた黒部朝日公園線の細野地内の道路の拡幅に向け、用地買収に入っていく段取りとなりました。今後は新幹線黒部駅までのアクセス道路になると期待をしております。

そこで、越地内まで設置してある消雪装置を、細野地内の道路拡幅とあわせ、坊地内、細野地内に消雪装置の設置をするように県に働きかけていただきたい。

特に今年のように積雪の多い年は、坊地内は道路の両側に家が建て込み、道路の雪を持っていく場所がなく、除雪者側と住民側との摩擦が起こったやに聞いております。

続いて、湯の瀬北又線です。

さきの12月の議会で質問をいたしました、私の要望として提案をしました、ゲートを尾安谷まで上げてほしいとの件ですが、当局もいろいろ算段をされたと思いますが、どうでしょうか。

また、私の提案ですが、夏山シーズンに、毎日、元湯から午前中1回、午後1回の公共バス運行をお願いしたい。無理なら週何回かというぐらいで検討を願いたいと思います。

【答弁：産業部長】

以上で私の質問を終わります。

【以上、水野議員の代表質問に対する町長答弁】

.....

議長（大森憲平君） この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約10分間とし、2時20分から再開いたします。

〔休憩中〕

（午後 2時08分）

（午後 2時20分）

議長（大森憲平君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

さきほどの創政会代表、水野仁士君の質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

町長（脇四計夫君） 創政会代表質問、水野仁士議員の質問にお答えをいたします。

冒頭、ちょっとお断りをさせていただきます。

要旨の発言の内容について、定かに事前に把握できなかった部分もありますので、答弁書の内容に外れがありましたら、またご指摘をいただきたいというふうに水野議員にお願いをしまして答弁をいたします。

去る3月1日、朝日町監査委員あてに住民監査請求がなされました。環境ふれあい施設「らくち～の」における北投石につきまして、先ほど来、この経過について申し上げてきたところではありますが、この北投石の件に関しましては、私が就任して間もなく担当部署より報告を受け、らくち～のに対して再展示をするよう、取り戻して展示をするよう指導をしたところでもあります。

町といたしましては、顧問弁護士とも相談の上、株式会社らくち～のの樋水社長と面談を重ね、事実関係を把握するとともに、現在も継続して再展示要請を行っているところであります。

今後、北投石が3月31日までに戻されない場合、再展示されない場合、刑事告発も視野に入れた対応を検討していかなければいけないと考えているところであります。

石の返還について水野議員からも質問の中で発言されました。そのとおりだと思います。

次に、件名1の町長就任10カ月間の姿勢について、要旨(2)、(3)、(4)について私のほうから答弁をさせていただきます。

朝日町を明るくする会とのつながりにつきましてのご質問ですが、この団体は、昨年5月の町長選挙のときにおける私の推薦母体であります。しかしながら、私は無所属として立候補した経過もありまして、町民全体の利益と幸せを考える立場をしっかりと認識した上で町政運営に当たってきているつもりであります。

五箇庄小学校に関連しての質問につきましては、五箇庄小学校を統合する、存続するという両方の意見があることは事実であります。五箇庄小学校を統合する・しないに係る決定は教育委員会の職務権限であると認識をしております。この件につきましては、これまで干渉しない姿勢をとってまいりました。

私は、「住民合意」とは、例えば五箇庄地区などといった限られた地域の人々の多くの声が望む意思でありまして、「町民合意」とは、町全体の町民をとらえて、その多くの人が望む意思であると考えております。

この五箇庄小学校問題を解決するに当たっては、五箇庄地区内の住民合意が必要であり、その合意形成を重要視した上で、五箇庄地区が統合するという方針であれば統合という結論を出していただきたいのであります。しかしながら、地区内における自治振興会やPTAなど各種団体・組織の合意までには至っていないという認識でありました。

このため、地区内の住民合意が得られるまでの間、児童の安全確保が最重要課題であり、危険な校舎に何の措置も施さないで放置することは学校設置責任者として許されないことと考え、新年度予算を審議いただくこの3月定例会の当初予算案に耐震診断費用を盛り込んだところであります。

こうした中で、たびたび答弁しておりますが、3月11日、五箇庄小学校におきまして、臨時のPTA総会が開催されました。このときに、五箇庄小学校の統合に関する賛否を問う投票があり、統合推進の決議がなされたと、昨日、PTAの新旧の役員の皆さんから直接お話を伺いました。さみさと小学校との統合推進に合意するとの報告を受け、私は、五箇庄小学校とさみさと小学校の実情や歴史と伝統に配慮をして、良好な関係のもとで統合を進めていただきたいとの申し入れがあり、そのことももっともなことだと了解をしたところであります。

かけがえのない子どもを持つPTAの皆さんの決議は、最も重要かつ真摯に受けとめなければいけないと考えております。私は、その結果を踏まえて、さきの代表質問にお答えしましたが、さきに今議会に提案しました本予算を一度取り下げさせていただいて、議会で承認をいただき、再度改めて議運を通して新しい予算案を提案させていただきたいと考えているところであります。議員各位のご理解とご協力を賜りたいと思います。

[【質問：件名1に戻る】](#)

残余の質問につきましては、担当部署のほうから答弁をさせます。

以上です。

[【担当者の答弁へ移る】](#)

.....

議長（大森憲平君） 次に、件名2、地震防災マップについての要旨(1)及び件名3、住民要望についての要旨(1)、(2)、(3)についてを、大井産業部長。

〔産業部長 大井幸司君 登壇〕

産業部長（大井幸司君） 創政会代表質問、水野議員の件名2、地震防災マップについての要旨(1)、防災耐震化計画の進め方についてお答えいたします。

東北地方太平洋沖地震やニュージーランド地震による住宅などの被害に見られますように、地震による被害を減少させるために、耐震関係法規に適合しない建築物の耐震化を促進する耐震改修促進計画の策定と住民への周知、防災意識の高揚を図る地震防災マップの作成による情報提供など、地震に強いまちづくりの実現が今、市町村に求められております。

現在、耐震改修に対する支援につきましては、昭和56年5月31日以前に着工した2階建以下の木造住宅に対し、耐震工事が必要か否か判定をする富山県木造住宅耐震診断支援事業があり、経費につきましては、費用の90%を県が負担することから、個人負担は2,000円から6,000円となります。

また、耐震改修が必要と判定された場合は、富山県木造住宅耐震改修支援事業の補助制度があり、最大60万円まで県と町とで補助する制度が設けられております。

町では、耐震改修促進計画の中で地域住宅・特定建築物の耐震化率を把握し、耐震化目標や支援策を検討していくこととしております。

また、地域における地形・地質の状態、区分とボーリングデータから、表層地盤の揺れやすさを詳細に推定し、朝日町管内において影響の大きい地震を想定した表層地盤の揺れやすさと地表面付近の揺れの大きさをかけ合わせて、地表で震度を算定し、揺れやすさマップを作成する予定としております。耐震改修計画や防災計画の参考にしてまいりたいと考えております。

また、実際に木造住宅の耐震改修を実施する場合を想定した耐震診断や概算工事費算出の参考となるモデルケースを策定するため、「朝日町木造住宅改修支援モデル調査分析業務委託」を実施する予定としております。

耐震診断につきましては、昭和30年代に建てられたもの、昭和40年代に建てられたもの、昭和50年に建てられたものの住宅をそれぞれ2戸ずつ、計6戸の耐震診断を、また耐震計画モデルとして、その中から2件の調査を計画しており、耐震改修に要する費用の参考にしたと考えております。

「災害は忘れたころにやってくる」と申しますが、土砂災害や浸水被害、そして先日の東

北地方太平洋沖地震など、災害にいつ遭遇するかわからない状況の中で、いかに危険を予知し、それに備えているかによって被害の拡大を防ぐことができるものと考えております。

今後とも、防災体制の強化や情報の提供に努め、減災に向けたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

[【質問：件名2に戻る】](#)

次に、件名3の住民要望についての要旨(1)、有害鳥獣についてお答えいたします。

現在、町内では山崎地区、南保地区、笹川地区において、約18.5キロにわたり電気柵が設置されております。

電気柵につきましては、昨年秋の熊の大量出没がありながら、電気柵を設置した当町では出没が最小限に抑えられたという実態から、その効果を実感したところであり、有害鳥獣対策として有効な手段であると考えております。

しかしながら、その効果を大いに発揮したのは、地域における献身的な管理のたまもであります。言い換えれば、電気柵は維持管理が大切であり、これを怠れば効果がないことも立証されております。

町といたしましては、既に設置されている地区対策協議会へは、電気柵の管理に要する日当や電気柵の保守に係る資材代など維持管理に関する助成を行うとともに、朝日町有害鳥獣対策協議会を通じ、新たな整備に必要な資材費用に対する資金援助も考えております。

いずれにいたしましても、電気柵の設置は地域の合意が不可欠であり、管理面での十分な議論を重ねた上で設置を検討してまいりたいと考えております。

次に、同じく住民要望の要旨(2)、黒部朝日公園線についてお答えいたします。

主要地方道黒部朝日公園線の導善寺川からスーパー農道の交差点までの間約600メートルの区間につきましては、現在、道路管理者であります富山県において機械による除雪が行われております。

町では、町諸施策の推進を図るべく、国や富山県に対しまして、主要地方道黒部朝日公園線も含めた重要要望事業として推進に係る要望活動を毎年行っております。

消雪装置の設置につきましては、地元からの設置要望数も多いことから、その意向を富山県に対して強く要望しておりますが、厳しい財政事情や地下水の低下・枯渇について憂慮されている中で、新規の消雪装置の設置はわずかしが行っておりません。既存施設の維持管理に重点が置かれているのが現状であります。

町といたしましては、今後とも県に対し、地元から要望されております消雪装置の設置について、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

次に、同じく要旨(3)、湯の瀬北又線についてお答えいたします。

町道湯の瀬北又線の管理につきましては、ほとんどの区間が急峻で脆弱な地形・地質であることから、降雨や融雪時に落石や法面崩壊などの被害がたびたび発生し、その都度崩土除去作業を行っているところであり、危険箇所につきましては、防護柵などの安全施設の設置に努めてきたところであります。

しかしながら、町道認定に際し、カーブや勾配がきついことなど道路構造上の問題があることから、公安委員会の指導を受け、通行制限を行うことになった経緯につきましては、さきの議会でお答えしたとおりであります。

このため、観光目的の一般通行者の皆様に対しましては、安全確保のため通行許可しておりません。常時利用されます造林業者、ダム管理・山小屋関係者のほか、観光以外の目的のため通行される場合は、通行許可申請書の提出を義務づけ、内容を精査した上でゲートのかぎの貸与及び許可証を発行して、通行していただいているところであります。

登山道の整備や自然保護活動などを行っております大蓮華山保勝会からも2月に同様の要望をいただいたところでありますが、尾安谷へのゲートの移動も含めまして、現状を説明させていただき理解を賜ったところであり、当面の間は安全確保の観点から通行制限を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

[【質問：件名3に戻る】](#)

.....

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） それでは、少し再質問をいたします。

今年の3月の1日から2日にかけてまかれた明るくする会のチラシに、遅くとも去年の、22年の4月以前にこの北投石がなくなっていると。しかし、全員協議会での町長の説明は、昨年5月に町民からの連絡があり、事実関係を調べたら石がなくなっていたという説明がありました。

4月以前からといいますと、町長になられる前でございますね。その仲間内の明るくする会がこういうことを書いておるのですが、これを町長はどう考えられますか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 先ほど、前の代表質問にもお答えをいたしました。このことにつきまして、私は明るくする会の人たちと話ししたことは一度もありません。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） 言ったか言わんかのような話でございますので わかりました。

それでは、北投石がなくなっている事実について複数の町民が知っていると書いています、チラシに。これは、昨年4月前から、町長が議員時代のときを含めて、明るくする会の仲間内がみんな知っておったんだよということを言っておるのではないのでしょうか、どういふものでしょう。仲間内の話ですから、どうぞ。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私は議員の時代に、先ほども、前の代表質問にも答えましたが、議員のもう終わりの段階で「この石がなくなっておる。議員、知っておるか」ということで教えられ、それでその足で役場へ行って担当部署に、「こういう話があったけど、事実ですか」ということでお話をしました。その場では、特にそのことについて認識しておるといふうなことは、私は感じませんでした。そのうちに、町長選挙に立候補して、議員を失職して、町長になって間なしにその担当部署のほうから私のほうへ、「実は」という話が来たわけで、そのことについても、私は、明るくする会に、だれだれから聞いたことも含めて、話したことはありません。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） きょうの本会議で、議員時代から知り得たと私は聞きました。5月に担当課へ行ったとのことですが、町長が就任をされて、なぜこの問題を我々議員に報告されなかったのか。また、このチラシに、6月、9月、12月の3回の議会で、なぜこの石のことを究明しないのかというようなことが書いてありました。

何か私は、この話を、チラシを見て、さきにも言いましたが、何をこれは出来レースをやっておるんだと。私は、はっきりそう思っております。仲間内の明るくする会やあなたの政党の方々とこの事実を共通認識しておられたと思いますが、それで6月、9月、12月の議会で、あなたのほうから議員側への投げかけがなかったのではないですか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 繰り返しになりますのであれですが、私は職員から着任後、そのような事実を知らされ、そして担当部署には石の返還を求める努力をしてほしいと言った。そういうふうな中で、さっそく産業課のほうはその作業を行ってくれました。そして、たびたび株式会社らくちーの代表取締役に来るように、あるいは電話もあったかと思いますが、いろいろ調べる中で徐々に徐々にその中身がわかってくるという状況がありまして、私は情報をつかんだらすぐに公にすると、議員の皆さんに報告するというのが必ずしも正しいときばかりではないと。特に、今回の場合は、状況がわからないだけに、事実としては、石はなくなっておることは確認できましたが、その裏がとれない段階でそれを言うことは、あるいはこちらが法に触れることにもなりかねないというふうなことで、ずっと調べてきたことであります。

その中で、いろいろやりとりがありました。そして、先ほども言いましたが、鑓水社長みずからが、自分が町に無断で持ち出したということがわかってくるとか、あるいは今すぐ石を持ってくるわけにはいかないんだとか、それからこちらが強く要望する中で、525万、買い取り価格で一応金を届けさせてもらうということで、それが12月の29日になされた。しかし、最初の石の返還の約束であった11月末には音さたなしというふうなことで、再度、少なくとも3月末までにとという文書の取り交わしがありますので、それまでは私は、約束事の途中で刑事告発するのはいかなものかなという気もあります。

そういうふうなことで、議員各位に報告したのは、そのような時間的なずれがあったこと

は事実であります、軽はずみなことはできないということをご理解いただきたいと思います。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） それでは、私は町長のこの仲間内がなぜこういうことを今になって騒ぎ立てておるんだと。騒ぐのは、それは当然です。私らもこの問題を聞いて、私もまた石を返してもらいたいと思っております。しかし、このチラシのほうが何となく変な、ばらまきというか、私にとってはちょっと意味がわからないわけですが……。

そこで、私の、これは悪い1つの考え方、げすの勘ぐりかもしれませんが、新町長が5月に当選されたわけですが、6月、9月、12月の議会でなぜ解明されなかったと、そういうことを言っておるわけですが、これは私に言わせると、お互いの選挙陣営が民意を読み間違えておりましたということではないですか。それは、脇町長が誕生すると、そういうようなことを思っていなかった。また、他方の陣営の方も「私は」というような思いがあって、お互い民意を読んでおられない中で脇新体制ができました。しかし、北投石のなくなったのを、もし他方の陣営の方が町長になっておられれば、これをもってひとつ揺さぶりをかけようというような、そういう意図が見え見えに私は何か思うわけですが。

これは私、げすの勘ぐりでございますが、何となく三位一体、言いますと、明るくする会、またあなた方の政党、それと町長、これが三位一体で動いて情報操作をし、このようなことをやっておると。何か私にはそういうふうにししか思えません。特に町政が騒がしくなってくると、このピラが出回ると。こういうことを町長は、何かご相談でも受けておるのではないですか。

議長（大森憲平君） 水野君、憶測で質問というのはやめていただきたいと思いますので、ちょっと何か趣向を変えて質問していただきたいと思います。

6番（水野仁士君） わかりました。

私は、憶測ではございません。同じ仲間内ですから、町長は否定しておられますが、私はそうだと確信をしております。どうでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 繰り返しになりますが、私は明るくする会が、ピラが何か知りませんが、ニュースですか、発行することについても、一切かわりはありませんし、この

ことにつきましても、皆さんと話し合ったことは一切ありません。職員から縮小したニュースのコピーを見せてもらったのが初めてでございました。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） ちょっと話はくどくなりますが、町長という立場からやはり身を、こういうことを勘ぐられるような姿勢ではいけないとは思いますが、どういものでしょう。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私が指示して発行されたものではありませんので、私にそのことを求められますと、私は答えようがないということをご理解いただきたいと思います。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） 北投石の問題、必ずこの石は、私も元の場所へ戻してもらいたいと思います。

それで、3月31日以降、石が戻ってこなかった場合、先ほど刑事告発もというような言葉もありましたが、そういう物の考え方で私らも理解しておっているのでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 3月31日までの途中の期間でありますので、そのようなことを答えるのはちょっと適切でないかもしれませんが、脇町長就任以来、顧問弁護士の方と何度となく相談しております。その中で、今ほど議員が言われました最悪の場合を想定して購入価格を保証してもらっておるわけでございます。3月31日までに戻らないということであれば、4月のある時期に顧問弁護士の方と相談して、今後の対応を考えていきたいというふうに考えております。もし、また議員の皆様にご説明する機会があれば、なるべく早くそのような形で説明を申し上げたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（大森憲平君） この質問に対する答弁で、町長が何か問題があれば答弁……

〔「いや、いいです」の声あり〕

議長（大森憲平君） いいですか。

水野君、それでよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） それでは、実を言いますと、町長の支持している政党、入党されている政党でございますが、北投石問題、または北投石問題で街宣車の活動をなさっているのですが、そのときに東北関東大震災で被災された釜石市と親戚縁者の多い赤川地区で、親戚の方々が連絡もとれず悲痛な思いでいるのに、そのときの気持ちも察せず、また当日は、これは12日でございます。夕方、日本海沿岸に津波注意報の緊急事態のさなか、海沿い地域でのスピーカーを使った、時と場所を選ばない街宣活動をやっておられました。そのときには、チラシもあって北投石の話も載っておったと。こういう姿勢はどういうものでしょう、町長、お答えください。

〔「答える必要はない」の声あり〕

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） ご指摘のことにつきましても、私は一切相談も受けてなければ、指示もしてないということであります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） それでは、わかりました。

それでは、次の、明るくする会とのつながりについて、ちょっと再質問をまたさせていただきます。

3月1日から2日に配られたビラに、先ほど言いましたが、議員の知らない予算の項が6項目あり、3日午後から議員が受け取った予算書にそっくりそのまま載っていました。確かにこのことについては、町長は知らないと言っておられますが、これは、どうして公になっていない事柄が漏れたのでしょうか。私は庁舎内には守秘義務があり、だれか漏らした者はいないと思いますけれども、何となく不自然じゃないのかと、そういうような気がしております。あんまりこのことで言っておりますと、私の後ろからいろいろとあるかと思っておりますが……。

そこで、なぜこういうことを言うかといいますと、推薦母体のチラシは必ず前政権者のことを言って、やっております。そういうことになってきますと、どうしても私は前町長も絡んでいるんじゃないかと、そういうような気持ちになるわけでございます。

しかし、絡んでないと言われれば、知らない、知っておるというような押し問答になりま

すので、このことについてもあまり言っていないかと思いますが、町長自体もこのことについて抗議するところがあれば、やっぱり抗議するべきではないですか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私は無所属として立候補をし、今ほども答弁の中で述べさせていただきましたが、町民の利益のために、これまでも、これからも町長としての責務を果たしたいと考えております。

ですから、例えば私の足を引っ張るだとか、私を持ち上げるだとか、そういうふうな行為につきましても、法律に触れない限り、抗議だとかということは、いかななものかなというふうに考えております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） 前の政権下で何かあれば、やっぱりそれも私ら議員らもただしていくのもこれは確かな話でございます。そういうことで、何となくやり方がいびつというか、議員を信用されていないんじゃないかというか、思う点もございしますが、そういうことにおきましよう。

それと、住民合意と町民合意のことでございます。

町長は、新しくなられてから、朝日町町内を含め13会場、プラス五箇庄を1回で14回住民懇談会に回られました。町長の肩書きを盾に、私に言わせれば、よりかたくなな五箇庄地区の一部の住民の声を聞いておられたようですが、そのへんはどういうものでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私は、たびたび答弁させていただいておりますが、五箇庄小学校が危険な状態にあるということにつきましては、教育委員会も私も町民の皆さんも議員の皆さんも、異論のないことだと思います。それで、五箇庄小学校を子どもたちに安全な環境にということについても異存がないところではないかと考えております。

しかし、五箇庄の皆さんの中には、統合を希望する人、あるいは安全な校舎にしてしばらくの間、統合までの間やっていきたいという気持ちの方、いろいろ、その中間の方もおられると思います。

いずれにしても、五箇庄地区の中で合意がされていないというふうには私は認識をして

おりました、昨日の報告を受けるまでは。というふうなことでありますので、それでは合意が得られるまでの間、放置しておいていいのかというのは、先ほど、繰り返しになりますので、それ以上は申しません。学校設置責任者として安全な環境にするために一番町の負担が少なく、そして早く解消できるのが耐震診断であると確信をいたしました。それで、耐震診断をするに当たっては、まず耐震補強という実態を調査しなければいけないということで来年度本予算に計上させていただいたということでもあります。決して存続派を擁護したのではなく、合意ができるまでの間の対策として、私は学校設置責任者としての態度を予算にあらわしたということでもあります。

繰り返しになりますが、教育委員会の2校案の平成15年9月の決定も、私は一言もそのことについて異論を挟んだことはありません。

以上であります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） 期せずしてこの住民合意というような話に五箇庄小学校の問題でなりましたが、これは、よしんばこの五箇庄地区だけの問題でもなく、ある地区でのこういう、それはどういうことでもいいのですが、あることで起きたと。それで、地区だけの合意であっても、それが朝日町全体の合意がなければ、ただの地域エゴにしかとられないんじゃないかなろうかという、そういう懸念を持っておるのですが、どういうものでしょう。それは別に学校問題でなくても、どういう話でも。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 私は、まさに議員が言われたように、学校問題もそうですが、すべての地区の課題について、それは大切にしていきたいという思いでこれまでもずっときたし、それは一貫して変わっているものではありません。全体の要望がまとまらなければ地区の要望は実現しないという問題ではないのではないかなと。逆に言いますと、地区で合意がされていないものは、町民の全体の合意もされていないことにつながるのではないかなというふうに考えております。

いずれにしても、町長がすべての思いを最後までごり押しするというふうな姿勢ではないことだけご理解いただきたい。皆さんと一緒に、1つ1つ地区の課題も町全体の課題も話し合って解決をしていくというのが私の姿勢でありまして、その物差しになるのは、や

はり住民の利益、町民の全体の利益かなというふうに考えております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） 町長とすれば、町を預かる者として、今回、なぜかある一定の地区の合意ばかりを言われるわけでございますが、何かそこらへんも、町長もちょっといじりになっておられたんじゃないかなとも思います。そういうことで、町民合意と住民合意のことはこれでやめさせていただきます。

それでは、また五箇庄小学校のことでございますが、きょうの本会議で計上をやめられると言われました。そこで、私らもちょっと考えていたシナリオも大分崩れたわけでございますが、先ほども蓬澤同僚議員も言っておられたのですが、この計上された経緯といたしまして、教育委員会にみずから言わず、あなたの強権的な予算計上を私はされたんだと思っておりますが、もう一度そのへんをご説明願います。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 教育委員会の意見を求めなければいけないということを質問で言ってみると理解をしまして、答えさせていただきます。

町長は、町長みずから教育委員会に言うこともあると思います。私は、担当部署に指示をして、お伝えをしてもらうということもあっても、決して不自然ではないというふうに考えております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） 今度新しい予算案を出したいというようなことでございますが、これは統合に向けた何かの、関連の予算ということで理解していいですか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長（脇四計夫君） まず、耐震補強をしない、その前提となる耐震診断の予算をPTAの結論等を踏まえて、やらないということを決めたわけですから、その耐震診断の予算は必要ないというふうなことで、議員の皆さんが修正案を出されない限りは、私のほうからその原案を撤回して再度提出をし直さなければいけない。それには幾つかの手続があるということで、本会議での撤回の承認と、議運での新しい議案の提案をさせていただくということで、

ひとつ議員各位のご理解をいただきたいと思っております。

即統合に向けて予算をつけるかということ、当初予算には入りませんが、それはなぜかと言えば、これから五箇庄地区の皆さんや地域の皆さん、そして学校関係者、いろいろ受け入れる側の要望もあると思います。それを一つ一つ、これは私の仕事ではありませんが、教育委員会のほうで精査をしていただいて、そしてそれを、出てきた費用が必要なものについては、町長が、教育委員会が提案された費用についてつけていくというのが町長のやるべき姿勢だというふうに考えておりますので、私のほうからそこを指示することはまた教育に対する介入にもつながるかと思っておりますので、それ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） それでは、今町長が言われたようなことで、教育委員会はそれで、どういうものですか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

永井教育長。

教育長（永井孝之君） 早急な話でありましたので、ここで明言をすることはなかなかできませんが、町長が今そういう意思を表明しておりますので、それを真摯に受けまして、私のほう、あるいは教育委員会のほうで慎重に検討しつつ、住民の皆さん、PTAの皆さん、その他のさまざまな関係者の意見を聞きながら、この後、どうするかということについて、どのように進めていくかということについて、慎重に検討させていただければなというふうに考えます。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） ありがとうございます。

それでは、続いて地震防災マップについてでございますが、災害は必ずやってくるということで対処していただきたいと思いますと思っております。

それで、この地震マップは、いつごろ各家庭へ配布されるのかということですが。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小川建設課長。

建設課長（小川雅幸君） 作成時期につきましては、これから国庫補助の申請も含めまして、

そういう作業がございますので、まだもう少し先のこととなるかと思えますけれども、昨年配布させていただきましたハザードマップのような各戸配布という形は考えておりません。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） そうすると、このマップは、こういったようなところへ配布される予定ですか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小川建設課長。

建設課長（小川雅幸君） 先ほどの部長の答弁でもございましたが、朝日町として、昭和56年以前に建った木造住宅、いわゆる耐震改修のなされていない住宅を、今後どういうふうに改修することによって地震に強いまちづくりをしていくのかという、そういった計画推進のための参考図面として作成をしたいというふうに考えております。

質問にもございましたように、朝日町管内におきましても、それぞれボーリング調査の中で、例えば揺れやすいところ、そうでないところというのは当然地区別で出てまいりますので、そういった情報等につきましては、マップにした段階で、例えば町内単位ですとか地区単位という形ではお渡しはしたいと思えますけれども、今現在、印刷枚数ですとかそういったものの細部的なところまでは、まだ考えていない状況でございます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） それと、先ほど耐震診断、60万と言われました。そこで、県と町とで60万ということは、県が30万、町が30万という考え方でよろしいのでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小川建設課長。

建設課長（小川雅幸君） 今ご質問のあったとおりでございます。事業費の上限額を90万と定めております。そのうちの3分の1が県、3分の1が町ということで60万の上限額をもって補助をさせていただくということでございます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） 私はちょっとPRを兼ねてしゃべっておるわけですが、この耐震診断、90%、2,000円から6,000円という費用でできるというのですが、これは町のほうへ申し込み

ばそういったことができるのでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小川建設課長。

建設課長（小川雅幸君） これは、先ほども申しましたように、県のほうが90%負担していただけるということで、窓口は県の建築士事務所協会ということになります。もちろん、朝日町を経由してお話を持っていくことには十分対応したいというふうに考えておりますが。

そういうことで、まず耐震診断をしていただいて、56年以前であっても耐震改修をしなくてもいいケースもあるわけですし、耐震改修が必要であるかどうかという耐震診断というものをまず個人的に調査していただくということが先決かというふうに思っています。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） どうもありがとうございました。

それでは、住民の要望でございます。

先ほど大井部長のほうからも大変ありがたいお言葉がありました。地区住民は8カ月間の間、毎週毎週ローテーションを組みながら、草刈りをしながら電線の点検をしておるわけでございます。そういったようなことで大変な努力をし、またそれに携わっておる役員の方々も本当にご苦労さまだと頭が下がる思いがしています。

予算づけといいますか、維持管理、労力的な面で少しのお金がいただければありがたい気持ちでいっぱいでございますが、本当に来るのでしょうか、もう一度確かめます。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 現在予算計上しているところでございますが、最終的には皆様方の議決をいただかないと、「本当に」と言われると、本当という段階で、今言えません。

ただ、昨年までに山崎、南保、笹川ということでそれぞれ電気柵を設置していただきましたが、地区住民の方々が月千円を集めて維持管理をやっておいでになると。その少しでも役に立てたらという思いで、18.5キロあるわけですが、実はどれくらい維持管理費がかかるかということを全く今の段階では把握しておりません。そのようなことから、試算の仕方とすれば、そこに少しでも足しになるような補助金制度を創設いたしまして、山崎、南保、笹川の維持管理の状況によりまして、それぞれの地区にあります対策協議会のほうに助成していきたいというふうに考えておりますが、何分にも議決を賜れば、4月1日以降、そのような

動きはしていけるんだらうと思っています。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） どうもありがとうございました。

それでは、2番目の黒部朝日公園線ですが、ことしから細野地内の拡張ということにもなっております。それで、ぜひ山崎の越まで来ておる消雪の装置を、細野地内の拡張にあわせて県のほうへ強く要望をしていただきたいと思います。

毎年町のほうもそれなりの要望をしておられるようでございますが、今回は特に細野との拡張の絡みもでございますので、あわせてという思いであります。いかがなものでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 先ほども答弁で申し上げましたように、消雪装置の要望というのは非常に朝日町内においてはたくさんございます。その中で、特に人家が連檐しておって機械除雪が困難な箇所、いわゆる両側にも捨てる場所ができない、幅員が狭いなどを加味して消雪装置をつけていくわけですが、現在あります消雪装置につきましては、設置後もう30年ほどたっておるわけでございます。このようなことから、今ついている消雪装置につきましては、これはやっぱり再起動というリフレッシュしなければいけない状況になってきております。県も町もそうなのですが、新たに消雪装置を設置するというのは今の段階ではなかなか難しいのであります。議員の要望のありますように県のほうへは要望していきませんが、今町も県も力を入れているのは、既存の消雪装置をリフレッシュするところを中心としておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） ありがとうございました。

それでは、湯の瀬北又線でございますが、聞きますと、やっぱり検討されたようでございます。私はあのとき、尾安谷までどういうものですかと言ったのですが、その後、話の中では大蓮華山保勝会の方々も何か来ていかれたようでございますが、そこで先ほども質問の文言の中で私も言いましたが、夏山シーズだけでもいいですから、毎週公共バスを午前中、昼

からと1回ずつ出していただけないかと。それがだめなら、週何回か、そのような措置をとっていただきたいと。できれば小川温泉の一角をお借りしまして、そこからバスの運行というようなことも、どういうものでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） たしか住民懇談会で山崎地区においても同様の要望が出されております。小川温泉元湯の一角を駐車場として、そこから公共バスの運行ということでありませぬ。

これにつきましては、今後、今持っている公共バスではちょっと難しいと思いますので、例えば小川温泉さんとかそういう関係者と協議して、できるようなことであれば、検討した結果を6月の議会ぐらいには、方向性ぐらいはお示ししたいと思いますが、採算面もあります。交通安全の面もあります。そのようなことから、もうちょっと時間をいただいて、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

6番（水野仁士君） ひとつそのようになるように頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

請願の委員会付託

議長（大森憲平君） 次に、請願を議題といたします。

今定例会までに受理いたしました請願は次のとおりであります。

請願 3 件。

真に責任ある政治の実現を求める請願

我が国の平和と安全を守る外交政策を求める請願

行政書士に行政不服審査法に基づく不服審査手続の代理権付与を求める請願

請願者 自由民主党富山県支部連合会、政務調査会長、上田英俊。紹介議員 蓬澤博議員、長崎智子議員。所管 総務産業委員会であります。

この際、請願について、紹介議員から説明を求めます。

蓬澤博君。

〔 5 番 蓬澤 博君 登壇 〕

5 番（蓬澤 博君） それでは、新規の請願 3 件につきまして、ご説明をさせていただきます。いずれも、自由民主党富山県支部連合会政務調査会長・上田英俊県会議員よりいただいております。紹介議員は長崎智子議員、そして私、蓬澤であります。

請願の趣旨を朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

まず、真に責任ある政治の実現を求める請願。

現政権を担う民主党は、平成21年の衆議院選挙で、国の総予算を全面的に組み替え、税金の無駄遣いや不要不急な事業の根絶により新たな財源を生み出した上で、子ども手当、高速道路無料化、農業の戸別所得補償、高校授業料の実質無償化をはじめとする政策を実施することを選挙公約として訴えました。

しかし、平成23年度予算案は、国民に約束したとおりの恒久的な財源の手当てができなかったにもかかわらず、あえて公約を政策に盛り込んだ結果、今年度に続いて国債発行額が税収を上回る異常な編成となりました。

国と地方を合わせた長期債務残高は、平成23年度末でGDPの1.8倍を突破する見通しとなっております。

そこには、公約の実施を第一とし、国家の運営よりも政権の維持を重視するのみで、未来の子どもたちの世代が幸せに暮らせる社会を構築するという政治責任は窺えず、政権政党としての確固たる覚悟も見られません。

これ以上、将来の世代への負担を先送りすることは許すことができません。

よって、国会及び政府に対し、子ども手当などの政策の効果や財源確保対策を徹底的に検証し、その見直しや撤回を行うとともに、財政の健全化や、税制、社会保障制度などの抜本改革に向けた議論を尽くし、我が国の現在と未来にとって真に責任ある政治を実現するよう強く求めるものであります。

以上の趣旨から、真に責任ある政治の実現を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国に提出して下さるようお願いします。

続きまして、我が国の平和と安全を守る外交政策を求める請願であります。

民主党政権が発足してから約1年半、そのあまりに稚拙な外交の連続は、我が国の国益を大きく損なうとともに、国民の不安を増大させ、近隣諸国等との関係悪化をもたらしました。

米軍普天間飛行場の移設問題では、鳩山由紀夫前首相は、「最低でも沖縄県外」との公約を覆したあげく、県外移設断念の理由として米国海兵隊の抑止力の維持を挙げたのは「方便」だったことを認めるなど、沖縄県民を愚弄したばかりか、米国との信頼関係を著しく損ないました。

尖閣諸島海域における中国漁船による領海侵犯事件では、政府としての毅然とした姿勢を示すことなく、国民に一連の事実関係を詳細に明らかにしないまま、那覇地方検察庁に丸投げするかたちで船長を不起訴処分とした一方で、我が国の豊かな海と多くの島々の安全を確保するための、領域警備の強化や必要な法整備などについて、何ら実効性のある措置を取っておりません。

さらに、北朝鮮による日本人拉致問題や、北方領土への実効支配を強めるロシアの動きに対しても、現政権は事態打開への糸口すら見いだせていない状況であります。

国民の生命と財産を守り、国の主権と領土を守ることは、政治に課せられた最大の使命であります。しかし、現政権はそれを置き去りにし、党内抗争に明け暮れています。

よって、国会及び政府に対し、改めて、毅然とした姿勢で我が国の平和と安全を守るための外交政策を実行し、その意思を国内外に明確に示すよう、強く求めるものであります。

以上の趣旨から、我が国の平和と安全を守る外交政策を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国に提出して下さるようお願いします。

3件目であります。行政書士に行政不服審査法に基づく不服審査手続の代理権付与を求める請願。

行政書士制度は、昭和26年の行政書士法施行以来、国民と行政との橋渡し役として、広く浸透している。

平成20年7月に行政書士法の一部を改正する法律が施行され、国民からの申請に対する処分等を行う際の行政が守るべきルールを定めた行政手続法に関して、行政書士が、聴聞又は弁明の機会の付与その他の意見陳述のための手続を代理で行うことが可能となりました。

一方、行政からの処分等の後に、それにより不利益を受けた国民からの不服申立てや審査等を行うための、行政不服審査法に基づく不服審査手続については、未だに行政書士に代理権が付与されておられません。

行政書士は、行政手続の専門家として、日常的に複雑で多様化する行政事務に対応し、適正かつ迅速な手続の実現に寄与するとともに、行政不服審査法が資格試験科目になっているなど、不服審査手続の代理業務を行うに十分な知識と経験を有しております。

よって、国会及び政府に対し、国民の権利擁護や利便性の向上を一層図る観点から、高度な専門性を備えた行政書士に、行政不服審査法に基づく不服審査手続の代理権を付与するための、関係法令の改正等の措置を行うよう強く求めるものであります。

以上の趣旨から、行政書士に行政不服審査法に基づく不服審査手続の代理権付与を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国に提出してくださるようお願いします。

以上3件、慎重審議をよろしく願います。

議長（大森憲平君） ただいまの請願3件は、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

次会の日程

議長（大森憲平君） 次に、次会の日程を申し上げます。

あす17日は、町政に対する一般質問を行います。

散会の宣告

議長（大森憲平君） 本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時28分）